

竹富島

景観形成マニュアル

令和三年三月

竹富町教育委員会



知ってる？「竹富島のまちなみ」に関する言葉

■伝統的建造物群保存地区制度における建築物・工作物

「建築物」という言葉は、住宅、店舗、倉庫、拝殿などの「建築物」と、グック、井戸、鳥居等の「工作物」をあわせた総称です。

「建築物」＝「建築物」＋「工作物」

■竹富島の「伝統的建築物」とは？

昭和29年まで西表島の杣（そま：木材採取できた森）で行われていた山入り（山番）により伝統工法で建てられた建築または昭和40年頃までに同等の伝統工法によって建てられた建築で、フーヤ、トーラ、御嶽拝殿、付属舎、休憩小屋があります。これらは今後も保存していく「保存物件（特定物件）」として全て所有者の同意を得ています。人が居住する伝統的建築物（フーヤ、トーラなど）を特に「伝統家屋」と呼ぶこともあります。

■竹富島の「伝統的工作物」とは？

伝統工法による築造が一旦途絶えた昭和40年頃までに設置された工作物を指し、グック及びマイヤシ、オーシ、石敢當、村カーが物件として特定されています。

■「環境物件」とは？

これら「伝統的建築物」と一体となって竹富島の集落景観の維持に大きく寄与している屋敷林及び御嶽、庭園、樹木、スンマジャー、マイヤシ（生垣）、巨石、土地の形質等の中で、とくに保存・保全の対象となっている要素は「環境物件」に特定されています。

■「復原」と「復元」の違い

今日まで住み続け使い続けてきたことで傷んだり改造されて姿を変えた「伝統的建築物」を、履歴調査に基づいて「修理」し、**建物本来の価値がわかる姿**にもどすことを「復原」と呼びます。これに対し、かつてあったものの、既に失われてしまった建造物を、図面や写真など何らかの根拠に基づき、新築の「修景」（後述）によって**往時の姿に再現**することを「復元」と呼びます。

■修理と修景の違いは対象の違い

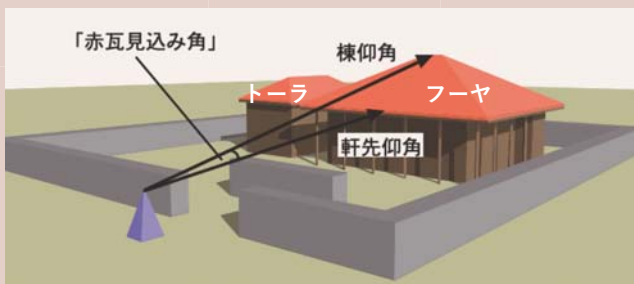
伝統的建造物を**復原**する行為（工事）を「修理」と呼び、「修理して復原する」という意味で「修復」を使います。これに対し、伝統的建造物以外の建築物や工作物を周囲の景観と調和するように配慮して増・改・新築する行為（工事）を「修景」と呼びます。

■復旧とは？

特定されている「環境物件」を修理・保全・手入れなどとしてもとの姿に戻すことを「復旧」と呼びます。

■「赤瓦見込み角」

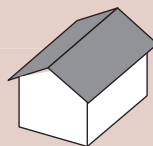
竹富島の集落で白砂の道を歩いていると、赤瓦屋根が同じように繰り返し目に入ることに気づきます。「赤瓦見込み角」とは、屋敷の入口正面（南側）から建物（主にはフーヤ）を見たときに、視界上下のどの範囲に赤瓦が見えるかを表すもので、伝統的なフーヤの場合、**規模の大小にかかわらず棟仰角と軒先仰角の差が9～12度の狭い範囲に収まっている**ことが分かっています。新たに建てる建築の赤瓦屋根をこの角度の中に収めることにより、美しい町並みを維持、継承することができます。



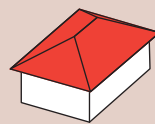
■「切妻」「寄棟」「入母屋」：屋根形態の分類

図のように屋根の形状によって、日本の伝統家屋は3つに分類できます。**竹富島はもちろん寄棟屋根が基本！**

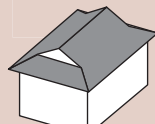
比較的新しい東集落の伝統家屋の付属舎に1棟のみ切妻屋根が見られますが、入母屋屋根はありません（仲筋の他島からの移築家屋に例外あり）。



切妻屋根



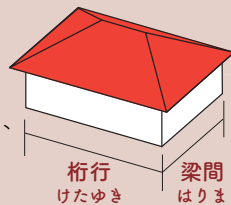
寄棟屋根



入母屋屋根

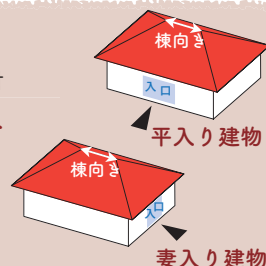
■梁間（はりま）と桁行（けたゆき）：屋根の大きさを示す指標

竹富島集落にはフーヤもトーラも大小規模の異なる伝統家屋が分布していますが、伝統家屋に見られる主屋の規模には限度があり、最大規模は雨端を含まずに「**梁間（奥行幅）が4.5間（9m弱）**」、「**桁行（正面幅）が5.5間（11m弱）**であることが分かっています。この「梁間」とは、建物の屋根の小屋組を支える**妻側の梁の長さ（両端の柱と柱の距離）**、「桁行」とは**平側の桁の長さ**のことを言います。



■「平入り」と「妻入り」

建物は正式な入口が棟向きに対しどちらにあるかによって「**平入り建物**」「**妻入り建物**」のように呼び分けます。**竹富島はフーヤもトーラも平入りが基本です。**



竹富島に建物を建てるには？

竹富島に建物は建てていいの？

誰もが愛する竹富島の美しい景色や穏やかな暮らしは、島の先輩たちが何百年もかけてつくり守ってきたもの。私たちは日々感謝して生活しています

「うつぐみ」の心を理解し、島のお年寄りや先輩たちを大切に思い、まつりや島の将来のことを一緒に考えてくれる人たちを歓迎します

竹富公民館長

でも「島の土地を買った」というだけで家やお店、ホテル等を建ててもらっては困ります

私たちと一緒に島づくりを頑張るために家を建てたいという方は、島の人みなが喜んでくれるようなものにするため、はじめに竹富町教育委員会を通して私たちに相談して下さい！

竹富島に建物を建てたいと思ったら・・・

竹富島島外から申請される方は・・・

島に新しい建物を建てる際は、建築確認対象物件はもとより、どんな小さな建物でも、申請の前に竹富町教育委員会にご相談下さい。

竹富島にお住まいの方は・・・

家の増改新築等をする際は、公民館の「まちなみ調整委員会」の調整委員にまずはご相談下さい。調整委員は各支会に4名ずついます。

仮設建築・工作物の申請

- ・既得権は認めない
- ・工事やイベント等における仮設は、設置期間を申請し厳守する
- ・島の行事などに設置するテント等の仮設物は公民館長が申請を判断する
- ・公益目的等で必要なものについては個別に技術的な対応を考える

現状変更手続きはどんなもの？ 時間はどれくらい？

現状変更申請時の必要な提出書類は以下です

- ①伝統的建造物群保存地区内の場合は「現状変更行為許可申請書」それ以外の場合は「現状変更行為届出書」
- ②現状変更箇所の位置図（島内および集落内の位置が分かるもの）
- ③現状変更の設計図書（以下の図面を基本とする）
 - ・配置図（屋根伏せ図、敷地内および周辺の既存建物や工作物を図内に示したもの）
 - ・平面図、立面図、断面図（修理または既存建物の修景の場合は現況図と計画図をそれぞれ作成）
 - ・前面道路と敷地の現況高さおよび設計高さを示す断面図
 - ・敷地内の既存建物や工作物との高さ関係を示す立面・断面図
 - ・工期、仮設建築・工作物の設置の有無および設置期間を明記した書類
 - ・敷地内のグック（石垣）を一時的にでも変更する場合は、その理由と内容を示す図面および変更期間

現状変更申請を必要とする行為は「規模に関係なく、景観を変更する全ての行為」です

以下のような行為も含まれますので確認下さい！

- ・グックの新設や復旧（自然に崩れた石をすぐに積み直すなどの簡易な修理は含みません）
- ・宅地内の電柱新設
- ・樹木の伐採や植栽
- ・一般には「仮設」とされている工作物の新築、改築、増築、又は移転（仮設も竹富島では現状変更申請の対象です）

現状変更手続きの基本的な手順・所要期間

① 申請書類提出（前月25日～当月15日）

▼（約40～10日間）

② 調整委員会による調査・準備

▼（10日間）

③ 調整委員会開催（基本的に毎月24日）

▼（3日以内）

④ 協議結果「意見書」を公民館長へ報告

▼（7日以内）

⑤ 「意見書」を教育委員会へ提出

▼教育委員会の審査（14日以内）

⑥ 結果を調整委員会／申請者へ通知

以上、最長 34 日（約 1 ヶ月）です

「まちなみ調整委員会」は毎月24日（原則）に開催されますので、前月の25日以降、開催月の15日までに、申請の書類を提出して下さい！

この10日間で調整委員が協議のための下調べをしますので、提出期限はしっかり守って下さい！

教育委員会で判断できない場合の特別な手続き

⑥' 現状変更申請の許認可の判断を保存審議会または専門部会（仮称）に諮問し、申請者に経緯返答

▼（30日以内）

⑦ 保存審議会／専門部会（仮称）の答申を受け審査結果（許可・不許可）を調整委員会／申請者へ通知

以上、最長 61 日（約 2 ヶ月）です

※ただし、更にやりとりが続く場合は審査期間が延びることがあります

※本マニュアルの内容は全て「竹富町歴史的景観形成地区保存条例（令和2年6月19日条例第14号）」に基づくもので、表や図の番号は「竹富町竹富島歴史的景観形成地区保存計画書」に準じています。

竹富島の美しい伝統的な景観

島人が伝統的な景観を大切に日々手入れし、使いこなしているから美しい！

「伝統的な景観」は「伝統的な要素」が「伝統的な場所」にあると見えてきます

景観の**伝統的な要素**とは、自然に与えられた**海と海岸**、その中で島の人々が耕し育ててきた**畑や木々**、伝統的な材料と方法で伝統的な姿につくられた**道や建造物たち**、そして**伝統を大切に今を生きる人々の姿**

たとえば竹富島集落の**伝統的な景観**は、以下の**ような伝統的な要素**から成り立っています

集落入口の**スンマージャ**、道に敷き詰められた**白砂と坂道の石畳**、**グック**と希に現れる**岩塊（巨石）**や突き当たりの**石蔵当**、グック越しに見える**フクギやキャーギの屋敷林と花樹**、そして**マイヤシ**とその奥に佇む**赤瓦や草葺きの屋根**、その軒下の薄暗い**アマハジの空間**などです



年に2回、海岸から運ばれる白砂を敷きつめた道は、毎朝、島民によって馴らされ**ホウキの目**が入ります



フクギやキャーギの木々は、葉が落ちれば掃き、実が落ちれば拾って屋敷を整え、家づくりの時には材としても利用し、植え直してきました



突き当たりの**石蔵当**



岩塊（巨石）



坂道の石畳は、祖先が大きな琉球石灰岩を平らに敷いて造ったものです



グック越しに見える**美しい花々**は、祖先たちが大陸や南方から島に持ち込んだもの。道行く人の目を楽しませようと家人が日々手入れして咲かせています



アマハジ柱が支える低く深い軒がつくり出す**アマハジ（軒下）の空間**



赤瓦のフーヤやトーラ、決して豊かではなかった祖先が、米の出耕作をしていた**西表島の山中**から、大変な苦勞をして材を伐り出し造った家々の**誇り**であり**宝物**



グックやマイヤシは、昔から変わらず、島の人々が自分の手で琉球石灰岩を積み上げ、崩れては積み直してきたものです



建具を開け放つと**アマハジと前庭**が一体となり、**種子取祭の夜のハレの空間**に！

竹富島で大切にされてきたこと

たけとみの神さまが、気持ちよく島を見守ってくださるように！

神さまとともに暮らす竹富島では、信仰の空間を最も大切にします！



御嶽の森は、十分な大きさを確保し、拝所を静寂に保ちます



年に19の執り行われる大切なお祭り
と毎日の信仰のため、御嶽の空間は、
いつも静かに美しく！

御嶽の空間に入れるのは、信仰の心のある人だけ！ 拝所の中は神司（かんつかさ）だけ！



種子取祭で神さまがお通りになる道がナビンドー



世持御嶽
(種子取祭)

ナビンドー

竹富島の集落では、
東側が上手が基本…
でもナビンドー沿い
では、道に向かって
下手を向けないこと
がもっと重要！

宇根家のフーヤ
は一番座が西側
に！ 東西反転！

宇根家フーヤ

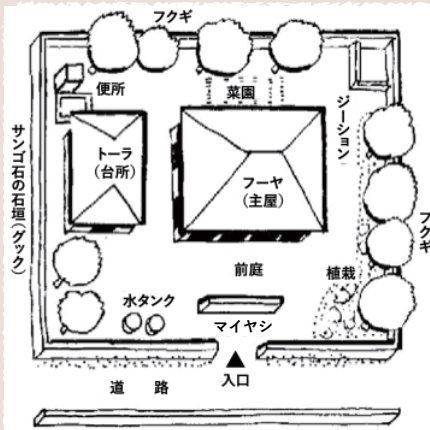
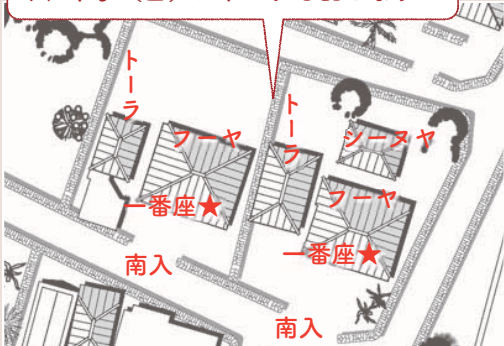


ナビンドー

道を通う神さまに失礼のない家づくり！

ニライカナイ信仰は東方崇拝、でも神さまの通る道はもっと大切！

通常は上手（東）に一番座をもつフーヤ、下手（西）にトーラを配します



集落も家もすみずみまで
きれい清潔に！

亜熱帯気候の竹富島で健康に暮らすには、衛生が第一！

自分の家のまわりの道は、毎朝、白砂を掃いて美しく！



屋敷の中は草を刈って水たまりをつくらない！

家の中も整理整頓！

きちんとしないと、春と秋の清掃検査で、公民館役員さんにしられる！

ナビンドー東側では何が起こる？

与那国家は道に向かってフーヤ
もトーラも西向きに90度回転！

ナビンドー西側では何が？

根原家はフーヤとトーラの
左右が反転、東の道に向
かって東向きに90度回転！

西

22

与那国家

1998

竹富島のまちなみへのこだわり

「伝統的な景観」を未来に伝えていくために、「伝統的な要素」とは何か、それを配置すべき「伝統的な場所」はどこなのかを理解し、以下のようなことにこだわり、まもり努めています

伝統家屋はもとより新築の修景家屋についても、伝統的な材料である「手づくりの島瓦」を探求し、伝統的な屋根工法の「丸垂木+ユツツル+土+赤瓦（本瓦葺）+白漆喰」で屋根を葺く伝統をつなぐため、以下を守り努めています！

守ること：S字瓦（棧瓦）、軒先瓦（花瓦・ヒジ瓦）、絵で描いた瓦は使いません

努めること①：不足する古島瓦に代わる、大きさや風合いに近い新たな手づくり島瓦を探します

努めること②：ユツツルに土を載せ赤瓦・漆喰で葺く伝統的な屋根を未来に伝えていきます



施工が簡易で便利ですが、修理・修景ともにS字瓦の使用はダメです



農村集落の竹富島では軒先に花瓦やヒジ瓦は使わない



防水塗装して絵で描いた瓦は、素人をあざむく偽物！



島瓦と漆喰の伝統工法で葺いた美しい軒先！



手づくり島瓦(左)が不足する間は、大きさや風合いが異なる工場生産の瓦(右)に頼るほかない



修景の赤瓦屋根は、伝統的な形で伝統的な場所にだけ
伝統的になかった屋根は修景色で景観に収めます

赤瓦屋根が伝統的にあった場所とは、フーヤ・トーラ・アサギ・シーヌヤの屋根があった場所です

伝統的な形①：基本はきれいに閉じた寄棟の長方形／半間または1間の大棟／四方を4.5～6寸の同一屋根勾配で揃えます

伝統的な形②：増築部（角屋）を出す場合は小さな寄棟屋根を組み合わせてつくります（右頁図参照）

守ること：それ以外の増築部が必要な場合は、

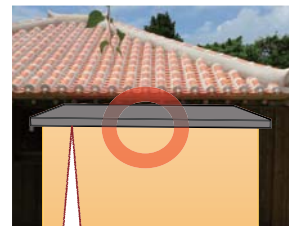
①増築部に大屋根をそのまま下ろして葺くことはしません（右図）

②伝統的な平面になかった増築部ですから架ける屋根は、本来はなかったものとわかるように工夫します→修景色（黒・灰色などの無彩色：景観的に目立たない元は無かった色）の木枠・金属平板の屋根（厚5cm程度）を大屋根の勾配より緩く葺きます（右図）

③許可基準で建てることのできる物置小屋（p.12参照）も、伝統的な集落の景観にはなかったものなので、同じように修景色の金属平板の屋根で葺き修景色にします



赤瓦屋根をそのまま下ろし下屋の屋根を葺くことはしません



下屋は裏手（北側）のみに桁行幅の半分の幅、奥行き半間以下に抑えます

なぜ？と思うかもしれませんが、伝統的な赤瓦屋根の形を際立たせるためです！

屋根はかならず軒下の高さから葺く！



グック断面は台形！

木製枠の平金属板葺きで目立たないよう色は修景色（黒・灰色等）

波板トタンや成型トタン、コンクリートスラブ屋根は×

グック、マイヤシは、伝統的な形で伝統的な場所にだけ

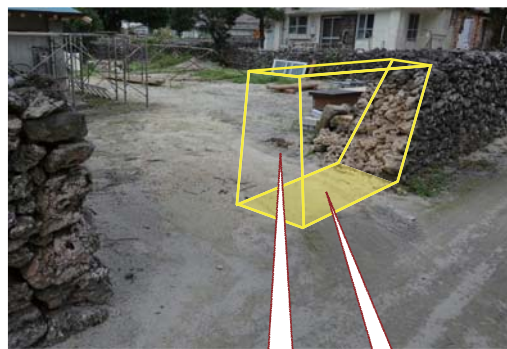
グックの伝統的にある場所は、屋敷のまわりで開口は南側1ヵ所、マイヤシは前庭でユークイの巻歌ができる配置です

伝統的な形：伝統工法（琉球石灰岩の野面積み）は、高さ1.7m前後で安定する台形断面（厚みは70-100cm）

守ること①：伝統工法（琉球石灰岩の野面積み）以外の工法（コンクリートへの貼付など）は用いません

守ること②：グック・開口部の位置は、重伝建選定時に特定された場所から、移動させません

守ること③：やむを得ず、許可を得て一時的に特定物件のグックを崩すときは、基礎石を土中に残し、必要が終えたらすぐに元の姿に復元します



工事車両の搬入や福祉車両の乗り付けのためにやむを得ず一時的に壊しても、必要がなければ早急に復元します！

基礎の石を土中に残しておくことで、復元が容易で確実にできます

分棟造りへのこだわり

竹富島では、草葺きでも瓦葺きでもトーラを分棟にすることにこだわり続けました。そのおかげで、大小の屋根が順に並ぶ可愛いまちなみになっています！

琉球地方の他のほとんどの集落では、明治時代に草葺きから赤瓦屋根にかわる際、分棟をやめトーラを主屋に取込み、角を出すL字型平面に竹富島のような美しさを失った…？



石垣島川平のL字型平面の民家

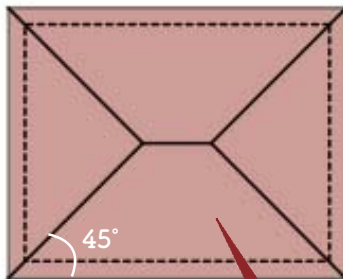


屋根デザインのこだわり

竹富島で新増築する際は、この①シンプルな寄棟屋根の形、または②③寄棟の応用形（組合せ）に！

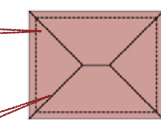
屋根の工夫は大工の腕の見せ所！

竹富島のフーヤの屋根にはいくつかのルールがあります

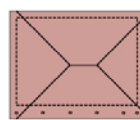


屋根勾配は1mで50cm登る角度を「5寸勾配」と言います

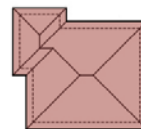
①寄せ棟屋根
4方向の屋根勾配が全て同じで4.5〜6寸、なので真上から見たら必ず45°に



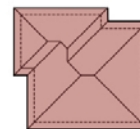
①完全な寄棟



②軒先が直交しない寄棟



③二つの棟を組合せて雁行する寄棟



①根原屋（ネーレ）



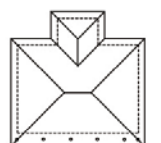
②与那国屋（ユヌンヤー）



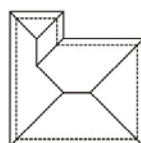
③前与那国屋（マイユヌンヤー）



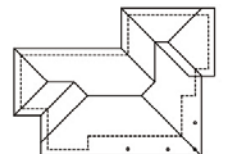
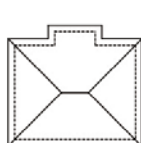
④通事屋（トゥーザー）



④角屋を出している寄棟



⑤軒の一部が延長している寄棟



⑥①〜⑤の組合せによる寄棟



④新屋（アラヤー）



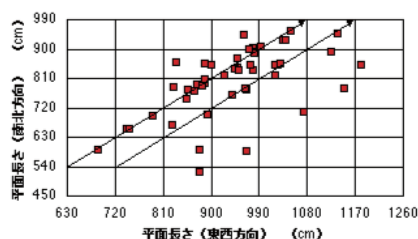
⑥入安里屋（イリアサト）



④⑤河上（カーカン）

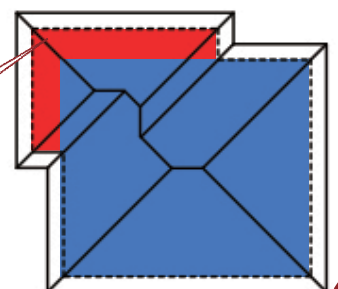


大山（フーヤー）



②大棟が半間
屋根は東西方向が南北より半間（まれに1間）長いので、大棟（屋根のてっぺん）が半間の短さで可愛く結ばれる！

この赤い部分2坪の面積を確保するためにこれだけ複雑な屋根を架けてカッコよくしてます。大工のこだわり！



修景でフーヤを建てる

別表-5A フーヤ規模家屋に関する伝統様式と景観形成基準（下線は補助対象）

基準項目			伝統様式	景観形成基準（付図-2,3,4,6参照）	
基礎等	敷地地盤高さ		前面道路より10～15cm高い	●履歴を調査し、オリジナルの高さにする	
	建物基礎高さ		敷地地盤より縁石分（10～15cm程度）高い	●伝統様式に従う	
	床 高		基礎石上面より50cm強の高さ	●復元する場合は伝統様式に従う	
壁面後退 （道路境界線～壁面）	南側（正面）		8～9m	●8m以上とする	
	東側が接道する場合		3m程度	●2m以上とする	
	東側が屋敷の場合		3m程度	●1m以上とする	
	西・北側が接道する場合		1m以上	●1m以上とする	
隣棟間隔 （壁面～壁面）	西側トーラとの間隔		3～4.5m程度	●3m以上とする	
	北側副屋との間隔		2～3m程度	●2m以上とする	
建物高さ			6.1m（屋根高さ最高の与那国）以下	●6.1m以下とする	
壁・建具			壁：木造貫屋（ヌキヤ）造・真壁造・堅板張り 建具：木製雨戸・引通し	●木造貫屋造（真壁造・堅板張り）の壁、木製雨戸・引通しを基本とし、壁構造は以下とすることもできる (1)木造貫屋造＋補強コンクリートブロック造（真壁造修景・堅板張り） (2)補強コンクリートブロック造（真壁造修景・堅板張り） (3)RC（鉄筋コンクリート）造（真壁造修景・堅板張り）	
寄棟・赤瓦葺き	屋根	小屋組	伝統的木造軸組構造（和小屋）	●伝統的木造軸組構造（和小屋）とする ●外観が基準に収まれば、トラス構造などの木造小屋組や鉄筋コンクリート・スラブ構造も可	
		屋根勾配	4.5～6寸（四方同一勾配）	●伝統様式に従う	
		屋根葺	赤瓦・白漆喰塗り	●赤瓦本瓦葺き・白漆喰塗りとする ●島瓦の古瓦または島瓦と同じ規格のものを ●軒先は漆喰仕上げとし花瓦やヒジ瓦は用いない	
	正面軒（南側）	軒先仕様	丸垂木、野地竹露（あらわ）し、鼻隠しなし	●木造小屋組の場合は伝統様式に従う ●RCスラブの軒先断面を露出させない修景を施す	
		軒高さ	2～2.3m	●2.5m以下とする	
		軒深さ	雨端柱がある場合：90～100cm 雨端柱がない場合：60～70cm	●伝統様式に従う	
	東西北軒	軒先意匠	丸垂木、野地竹露（あらわ）し、鼻隠しなし	●木造小屋組の場合は伝統様式（丸垂木、野地竹）に従う ●RCスラブの場合はスラブ断面を露出させない修景を施す	
		軒高さ	2～2.5m	●2.5m以下とする	
		軒深さ	雨端柱がある場合：90～100cm 雨端柱が無い場合：50～70cm	●伝統様式に従う ●北側の軒には雨端柱を設けない	
	寄棟・茅葺き	屋根	小屋組	伝統的木造軸組構造（和小屋）	●赤瓦葺き屋根に準ずる
			屋根勾配	6.5～8寸	●伝統様式に従う
			屋根葺	茅葺き	●伝統的な茅葺きとする
軒		高さ	1.6m程度	●2.3m以下とする	
	深さ	雨端柱がある場合：100～120cm 雨端柱が無い場合：60cm程度	●雨端柱を設置する場合：90cm以上 ●雨端柱を設置しない場合：50～60cm程度		
アマハジ柱			柱はキヤギの丸太、基礎石は菊目石	●伝統様式（キヤギの丸太、基礎石は菊目石）に従う	

「世乞い」での巻歌／日頃の農作業ができる広さが伝統的広さ

できる限り伝統的な3mを確保！

できる限り伝統的な3mを確保！

集落内の伝統家屋を尊重します！
その最高高さを超えない

伝統工法である「木造貫屋造（真壁造・堅板張り）」を推奨します

「真壁造修景」とは、コンクリートを露出させず、つけ柱や木板を張って、伝統的な木造に見せる修景です

伝統工法である「伝統的木造軸組構造（和小屋）」を推奨します

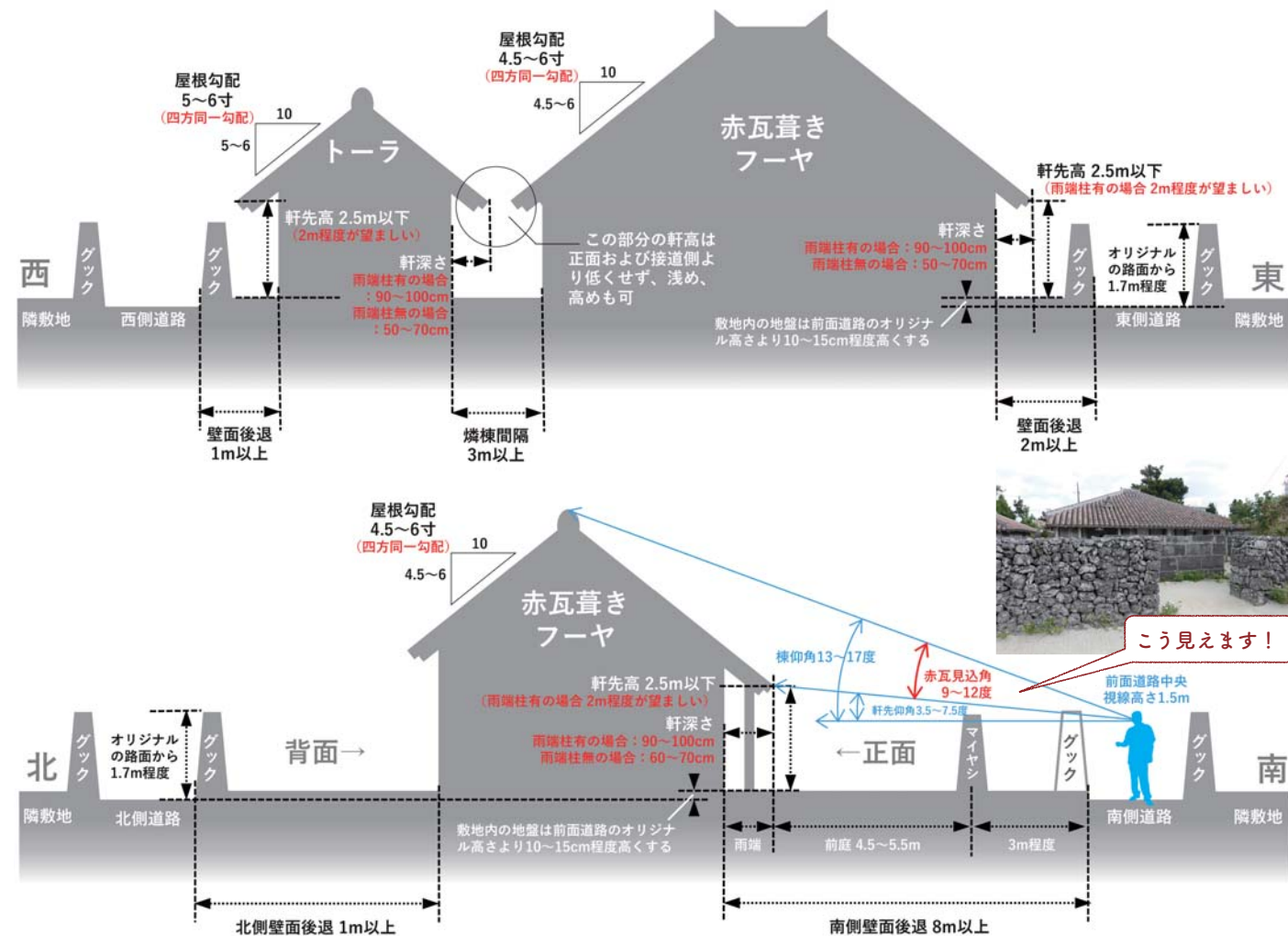
雨端柱がある場合は2m程度が望ましい！

台風時に石垣を越えてくる風が、軒下に入らず屋根に抜ける高さ（伝統様式の2～2.3m）が景観に緊張感を生み美しい！

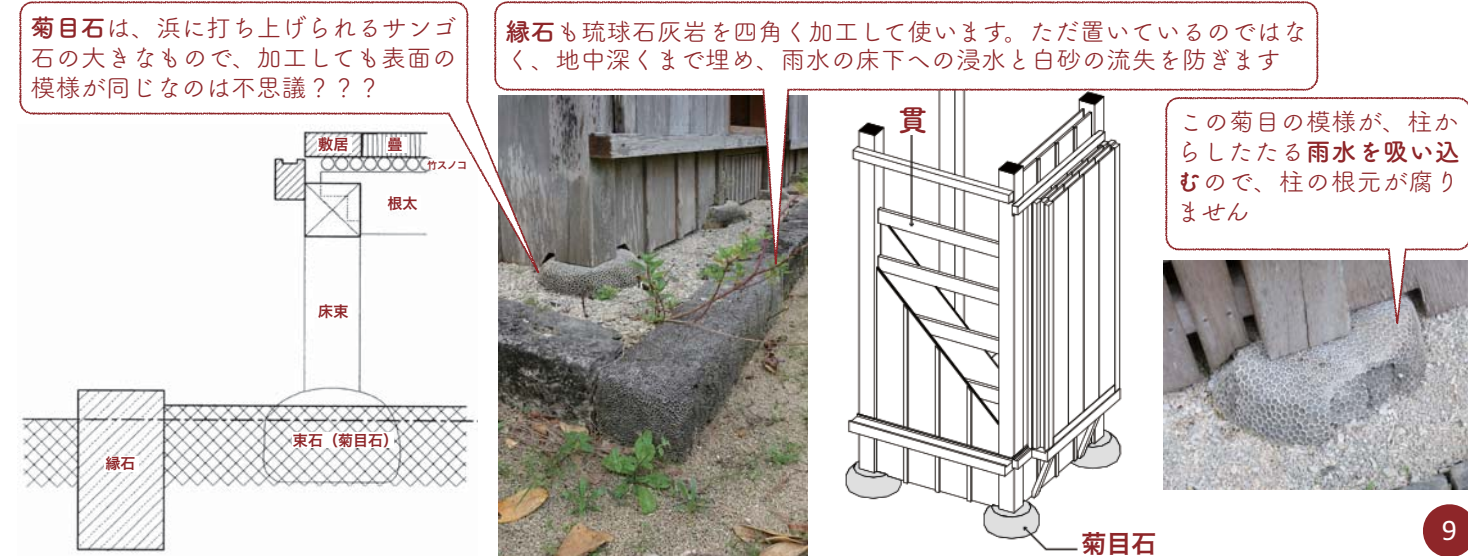
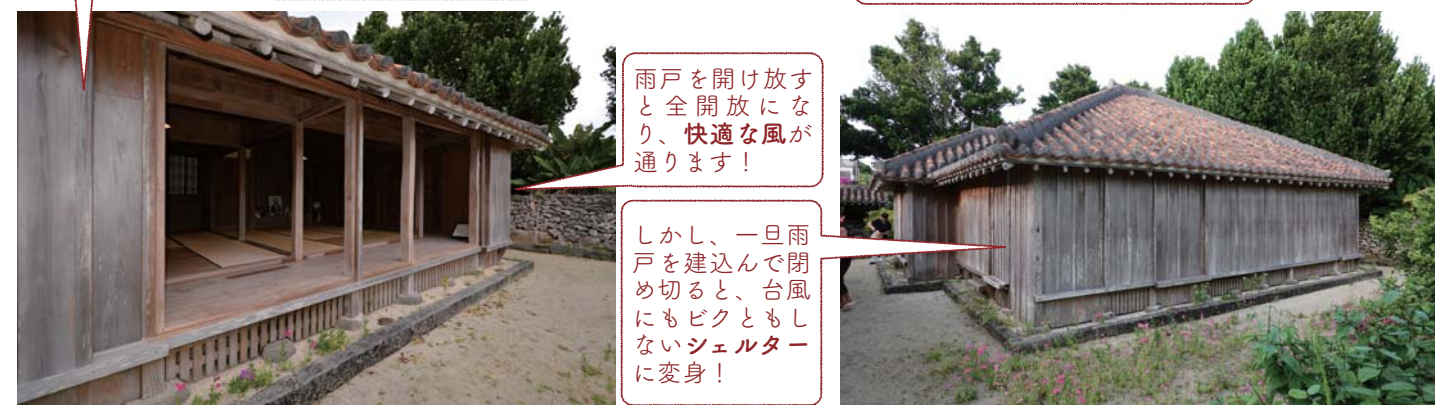
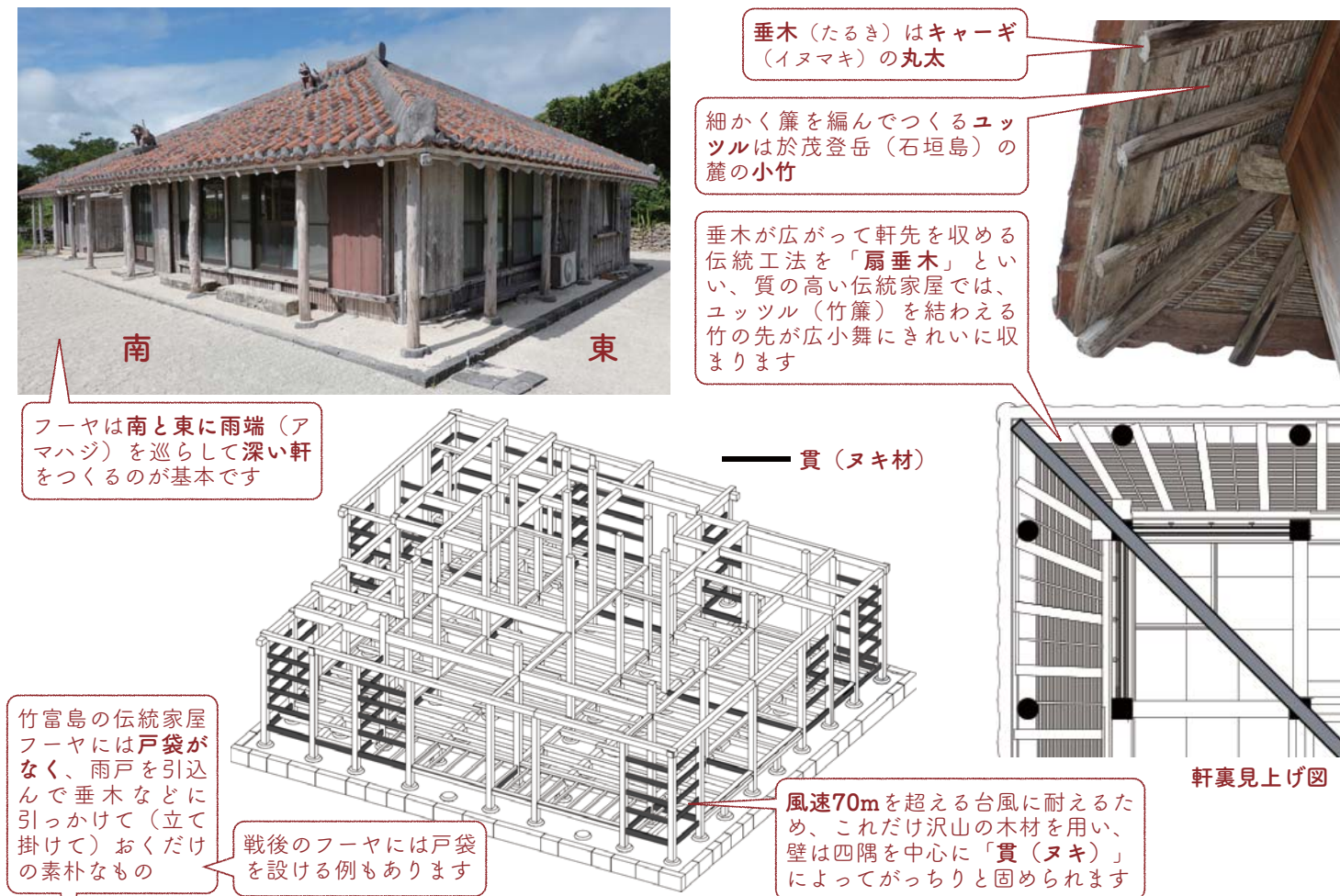
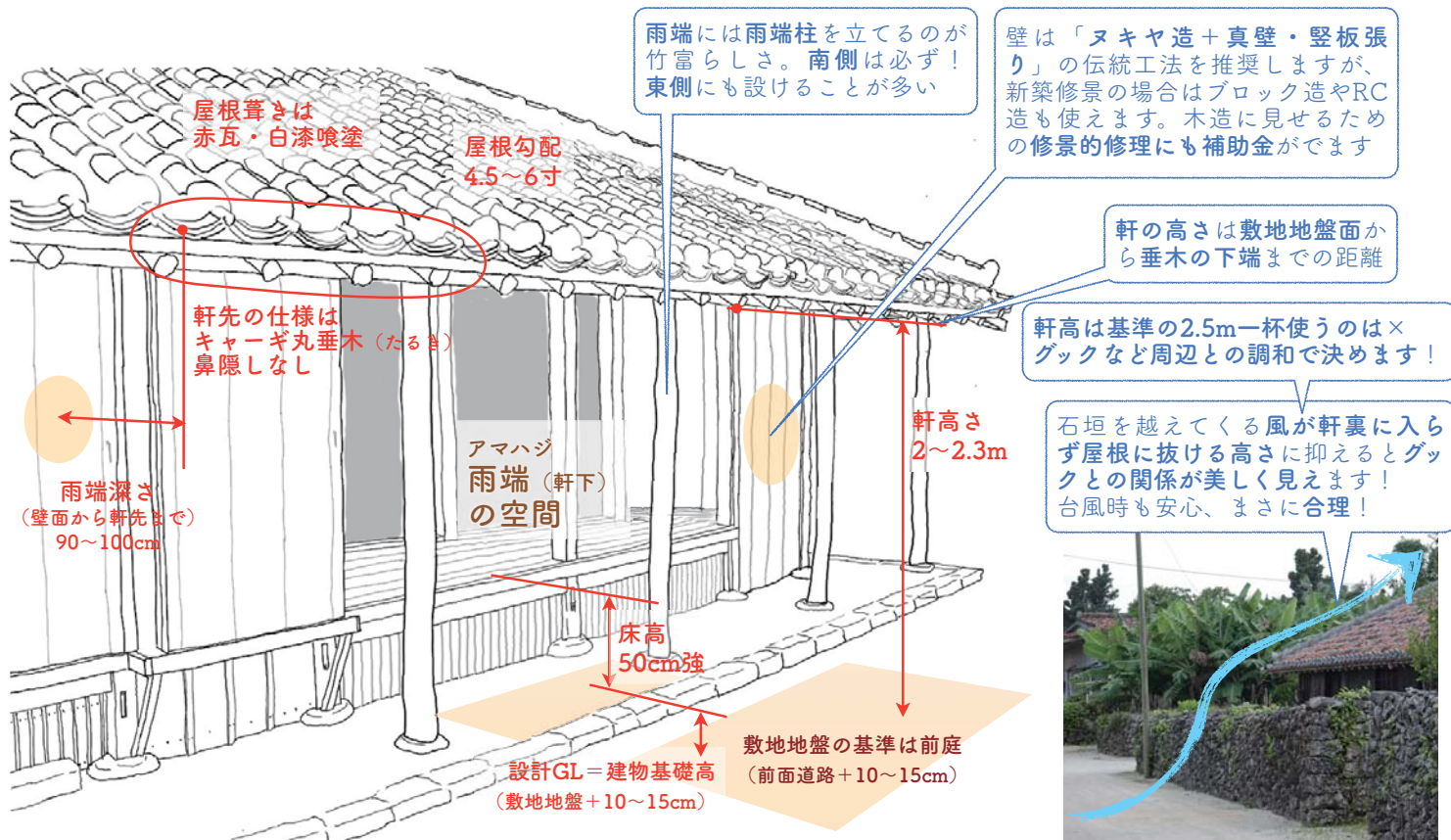
正面同様、台風時に強風が軒に入らず屋根に抜ける理にかなった高さとし美しさを推奨します！

台風時に石垣を越えてくる風が軒下に入らない高さ（1.6～2.0mを推奨）を推奨します！

伝統的な建物 フーヤ（主屋）



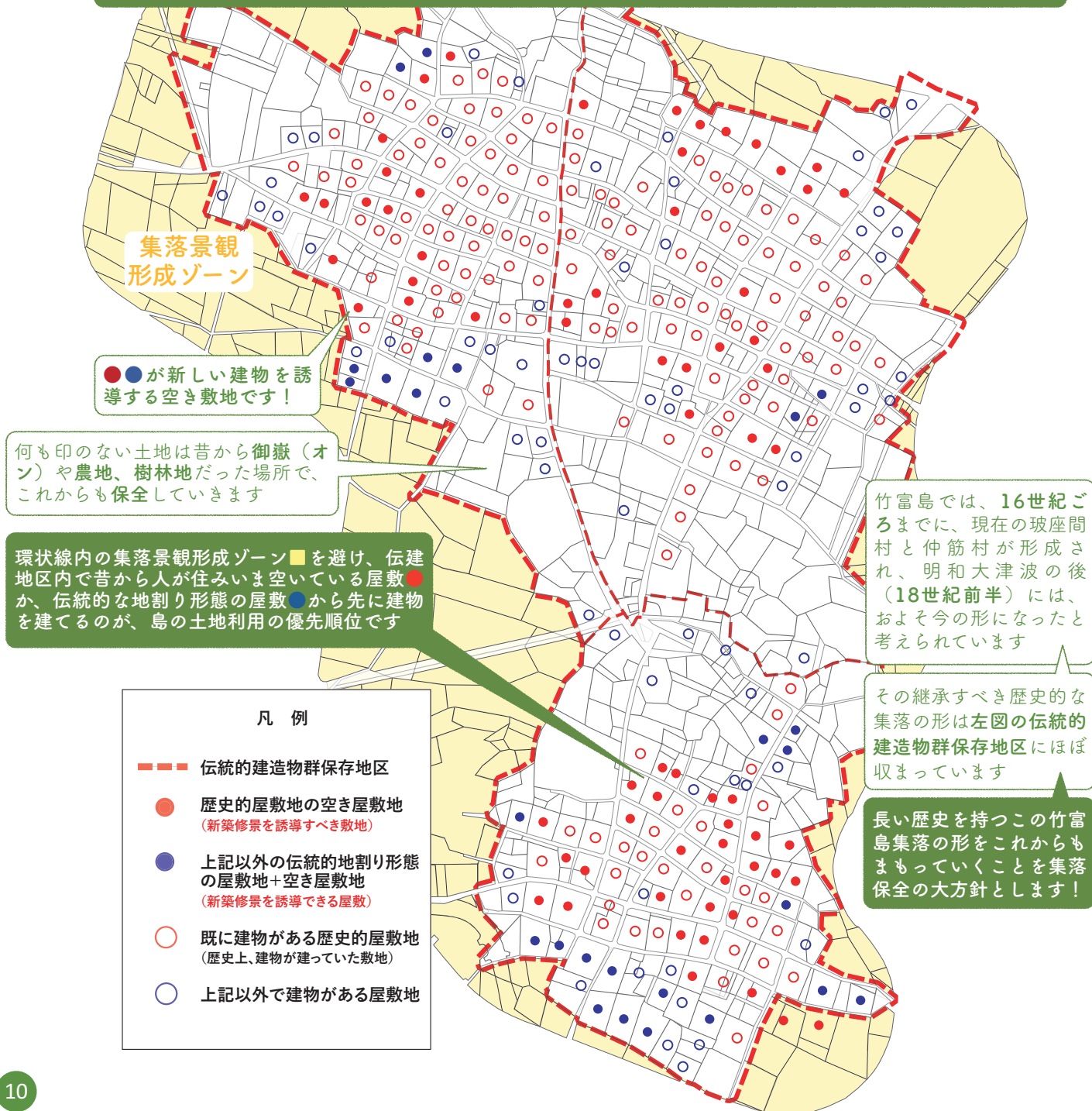
付図-4 景観形成基準の断面解説図



敷地の選択と屋敷の使い方



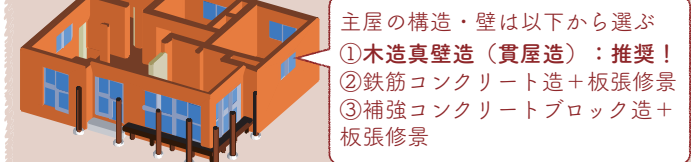
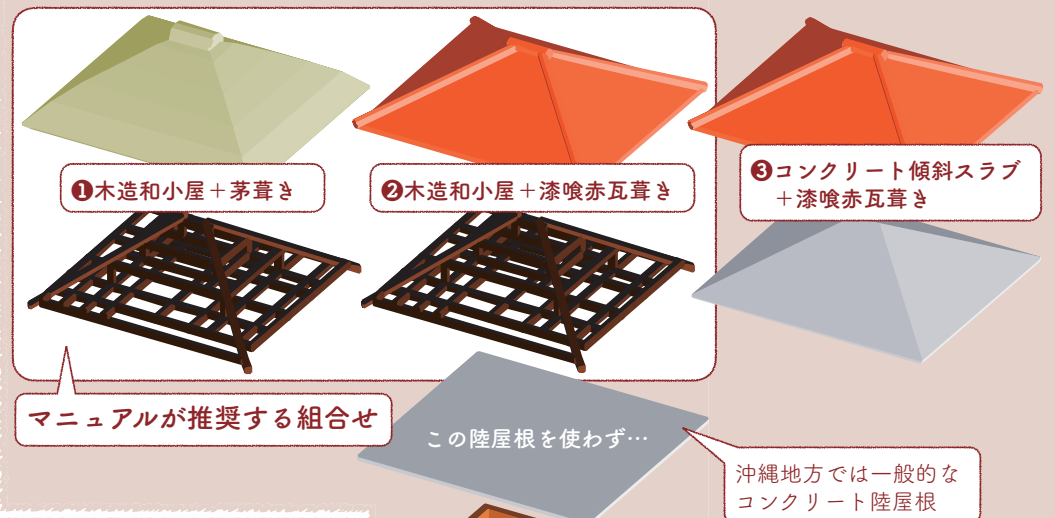
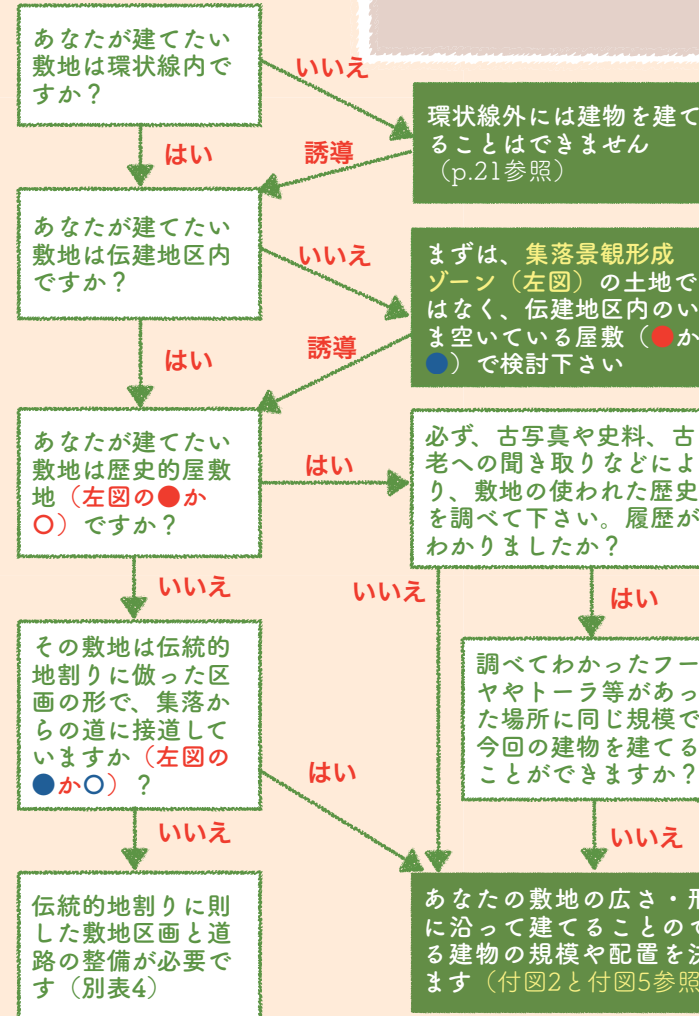
大方針：歴史的集落の形を未来に伝えるため、空き家敷地の利用を促進します！



付図-6 修景による屋根葺きの小屋組と屋根の組合せ解説図

竹富島の景観に貢献できる建物を造るため、景観形成基準に沿ってあなたの敷地をどのように生かすのか、以下のフローを使って検討下さい！

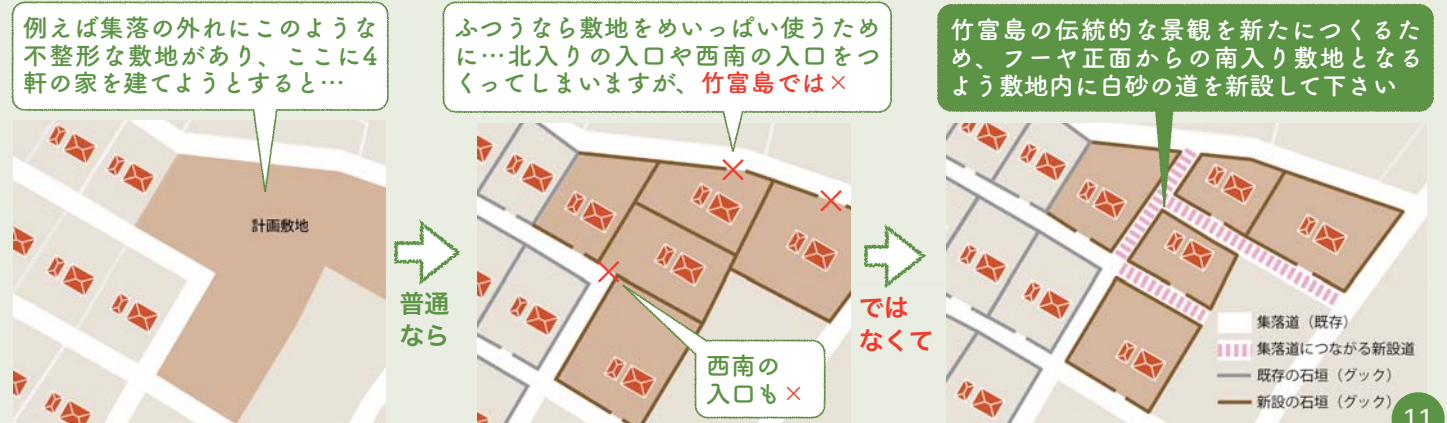
ここからスタート！

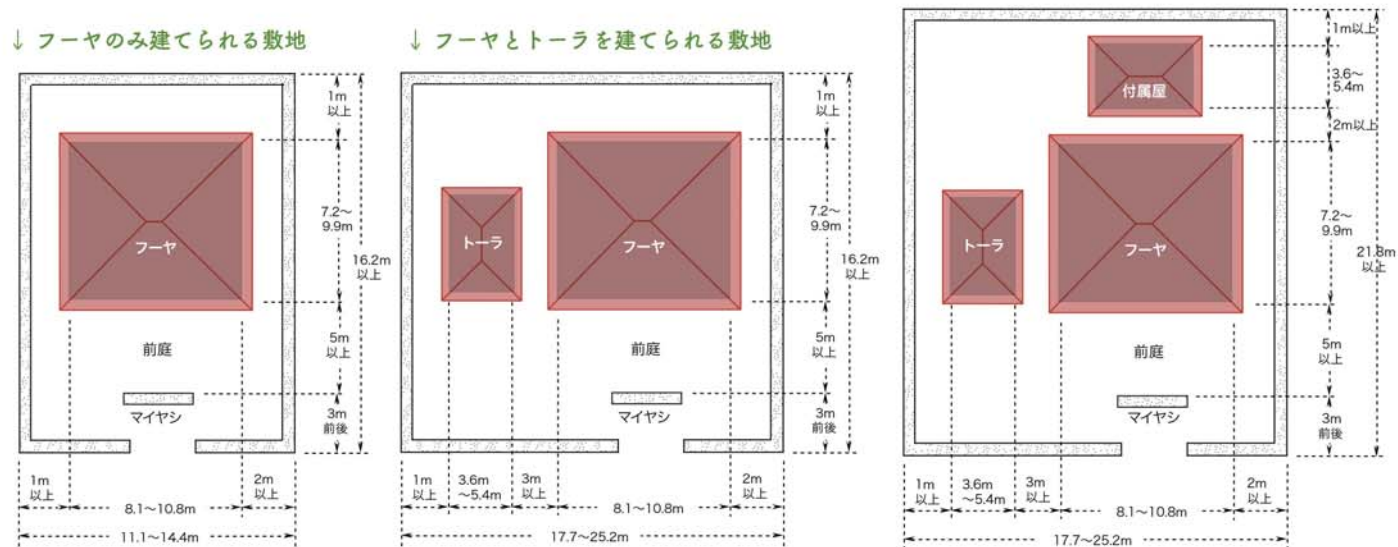


修景（伝統家屋以外）に対する補助金の考え方
沖縄地方で小規模な戸建て住宅を建てる際に一般的に用いられる工法（コンクリート造またはコンクリートブロック造の主屋構造にコンクリート陸屋根）にかかる経費を基準とし、修景のために余額にかかる経費の一部（定められた経費の80%以内・上限300万円）が補助されます
【例】基準となる経費が500万円、「木造和小屋+漆喰赤瓦葺き」にした場合の経費が800万円の場合、差額の300万円の一部分が補助金として支給されます

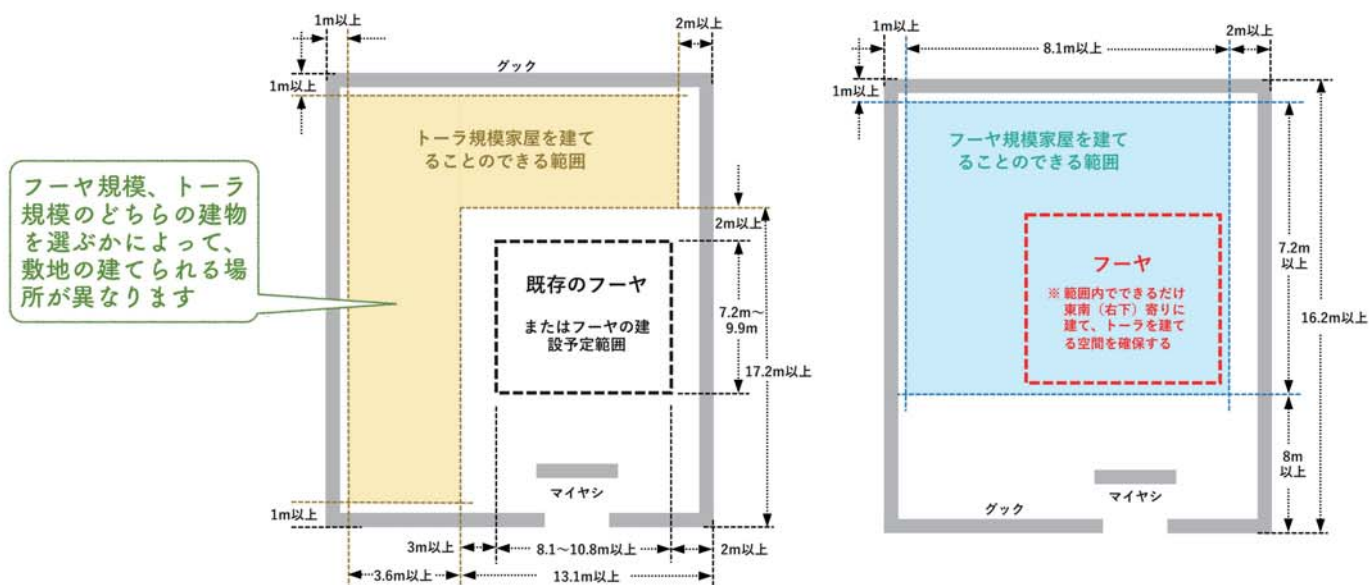
※竹富町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱より
保存地区内における伝統的建造物以外の建造物等については、地区の特性をいかにするものとし、それに対する補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次に掲げるとりとする。
(1) 主屋の新築、増築又は改築 原則として木造で、外観を伝統的建造物に模して建築されるものに限り、その経費のうち、屋根、外壁、建具、軒先等の修景に要する経費の10分の8以内の額で300万円を限度額とする。

歴史的集落周辺の伝統的でない不整形な敷地を宅地に造成する方法

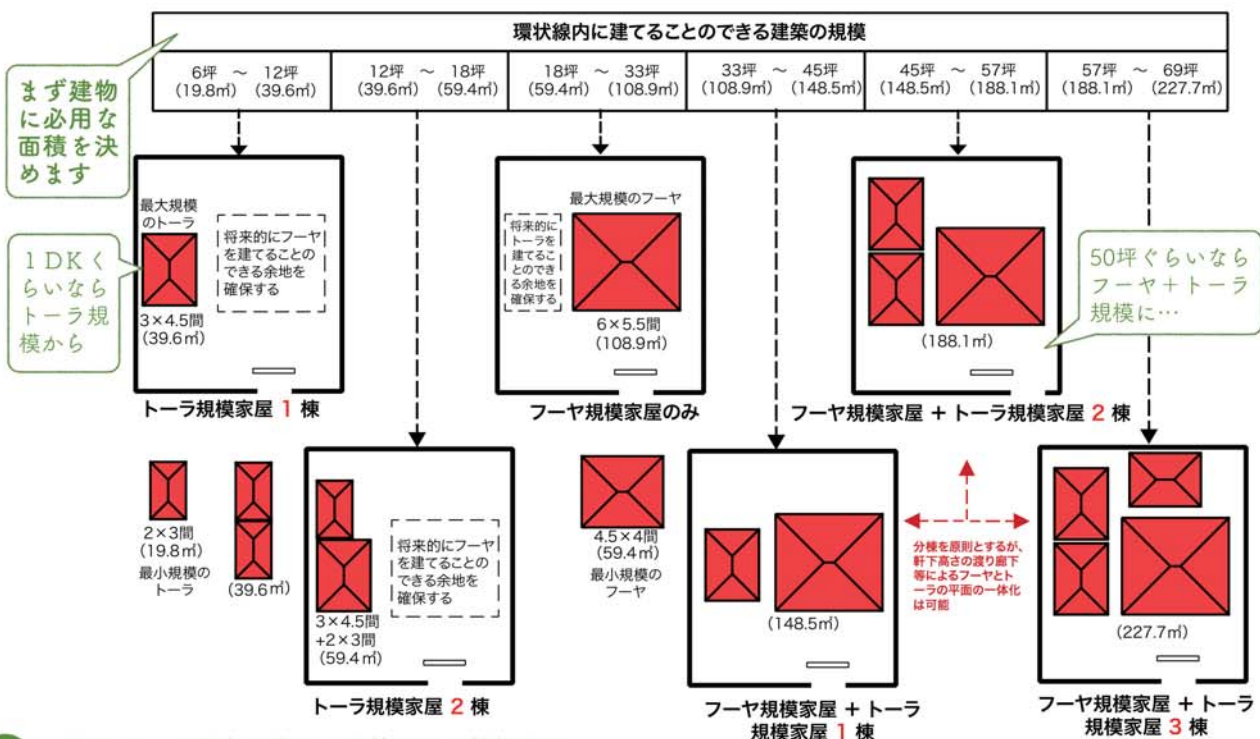




付図-2 敷地の規模・形状からみた建てることのできる建築の規模と配置



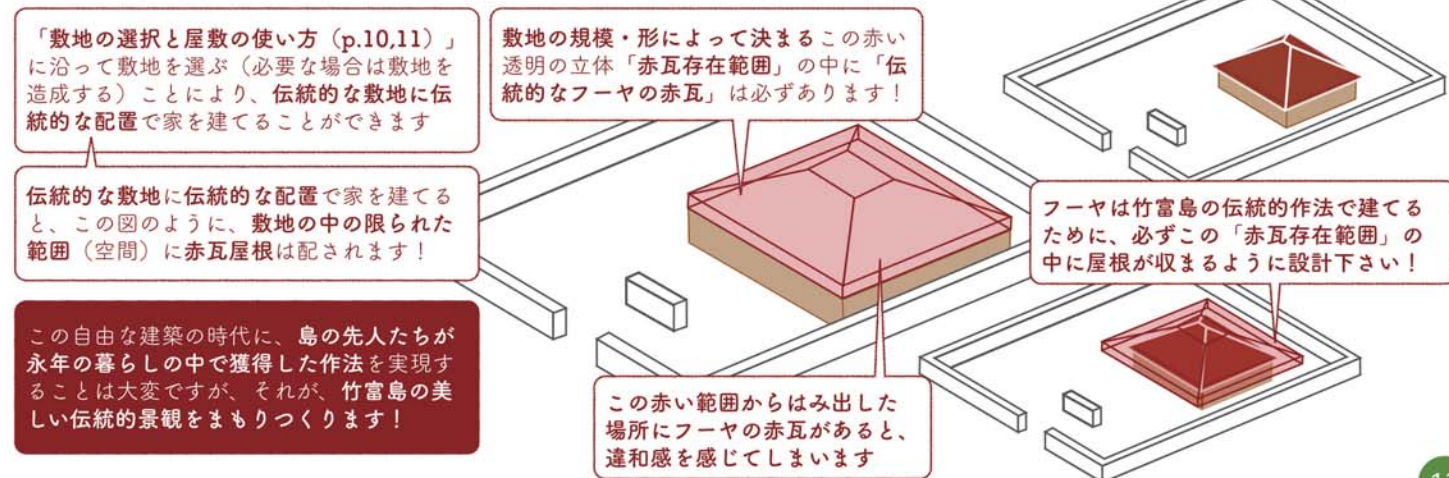
付図-3 フーヤ規模家屋およびトーラ規模家屋の建築可能範囲



付図-5 必要床面積別の建築可能形態解説図

別表-4 屋敷地に関する伝統様式と景観形成基準 (p.16の基準表「外構等」に関する部分以外)

基準項目		伝統様式	景観形成基準	
			伝統的な地割の屋敷地	伝統的な地割ではない 環状線内の屋敷地
屋敷地の形態 「屋敷地」の定義：建物を建てる敷地。石垣外面（道路境界）内側	地割り	基本的には、十字に交差した道路によって区切られた東西方向に長い長方形の区画が2～3個の屋敷に分割され、それが連続する構成。ナビンドー沿道や地形、歴史的経緯によって固有の配置形式をとる例もある	●現状（伝統的な地割り形状）を維持する（分筆、合筆しない） ●可能な場合は、接する道路を失却事業による拡幅以前（昭和30年代）の道幅に戻す	●伝統的な地割り形状となるように造成する ●環状線内側に接する敷地は樹林（緑地帯）とし、屋敷の建造物や石垣を環状線に露出させない ●屋敷から環状線へ直接開口を設けない
	グック／屋敷開口	フーヤ正面（南側）にただ1つ入口をとり、マイヤシを置いて屋敷と道路を結合させる形式。開口幅は2m程度（最大で1.4間＝約2.5m）	●グックおよび開口部の位置・幅・高さ等の履歴を調査し、オリジナル（重伝建選定時以前）の状態に復元する ●履歴が分からない場合は、開口部はフーヤ正面の南側に1つだけとし、グックが欠けている敷地境界は伝統的な形態のグックで復元する	●敷地の四周を石垣で囲み建物を直接接道させない ●グック開口は幅3.5m以内で南に1つのみとする
屋敷規模と建設可能家屋 （付図-2,3,5参照）		石垣に囲まれ、フーヤ（屋敷中央東寄り）とトーラ（屋敷西縁）の2棟によって構成される屋敷構成。シヌヤやアサギを配する場合もある	●敷地の履歴を考慮した建物配置とする ●履歴が不明な場合は、屋敷地の規模に応じて建てられる建物を下記のとおり誘導する（付図-2,3,5参照）	●「最小のフーヤ規模家屋も建てられない狭い屋敷地」には、建物を建てない ●屋敷地の規模に応じて建てられる建物を下記のとおり誘導する
建物配置	フーヤを建てられる範囲	伝統的配置（付図-4,5参照）	●建物壁面と石垣との空間および前庭・マイヤシを確保できる配置とする（付図-3参照）	
	トーラを建てられる範囲	伝統的配置（付図-4,5参照）	●フーヤの無い屋敷では、将来的にフーヤを建てる場所を確保して伝統的配置を守る。他の棟との隣棟間隔は3m以上（付図-3,5参照）	
	フーヤだけしか建てられない狭い屋敷	東西6間(10.8m)～8間(14.4m) 南北9間(16.2m)以上	●伝統的な配置でフーヤのみ建てる	
	フーヤとトーラを建てられる標準的屋敷	東西9間(16.2m)以上南北9間(16.2m)以上	●伝統的な配置でフーヤとトーラ（またはフーヤのみ、トーラのみ）を建てる	
	フーヤ北側に副屋を建てられる広い屋敷	東西6間(10.8m)以上南北12間(21.8m)以上	●フーヤとトーラを建てた後にそれ以外の付属屋を伝統的な配置で建てることができる	
屋根平面形態	フーヤ	最小平面規模	東西4.5間(8.1m)×南北4間(7.2m)	●伝統家屋フーヤの平面および屋根の大きさ（屋根伏せ）の範囲内とする。 ●東西方向を南北方向より半間（約1m）または1間（約2m）長くして大棟の長さを揃える
		最大平面規模	東西6間(10.8m)×南北5.5間(9.9m)	
	トーラ 付属屋	最小平面規模	長辺3間(5.4m)×短辺2間(3.6m)	●伝統家屋トーラの平面および屋根の大きさ（屋根伏せ）の範囲内とする
		最大平面規模	長辺4間(7.2m)×短辺3間(5.4m)	
	超フーヤ平面規模家屋	なし	●渡り廊下等を用いてつくることができるが、個々の屋根が伝統的なフーヤやトーラの屋根規模を超えない分棟形式とする	
マイヤシ	セットバック	南側道路境界から3m程度	●伝統様式に従う（伝統的配置に設けることができる）	
	高さ	1.2～1.5m程度（グックの場合）	●グックの場合は伝統様式に従う ●各戸が趣向を凝らしたものも認める	
前庭	奥行（南北方向）	4.5～5.5m程度	●伝統様式に従う（付図-2参照）	
	幅（東西方向）	フーヤ正面幅(8～11m)+東西それぞれ2～3m以上	●伝統的規模（「世乞い」の巻唄ができる広さ）を確保する	



伝統的な建物 トーラと茅葺き家屋

現在残る伝統的なトーラ（特定物件）は、屋根が「木造小屋組＋赤瓦葺き」で、壁の構造は「木造ヌキヤ」「栗石ブロック積」「（昭和40年頃からの）鉄筋コンクリート」の3種類があります



木造ヌキヤ



栗石ブロック積



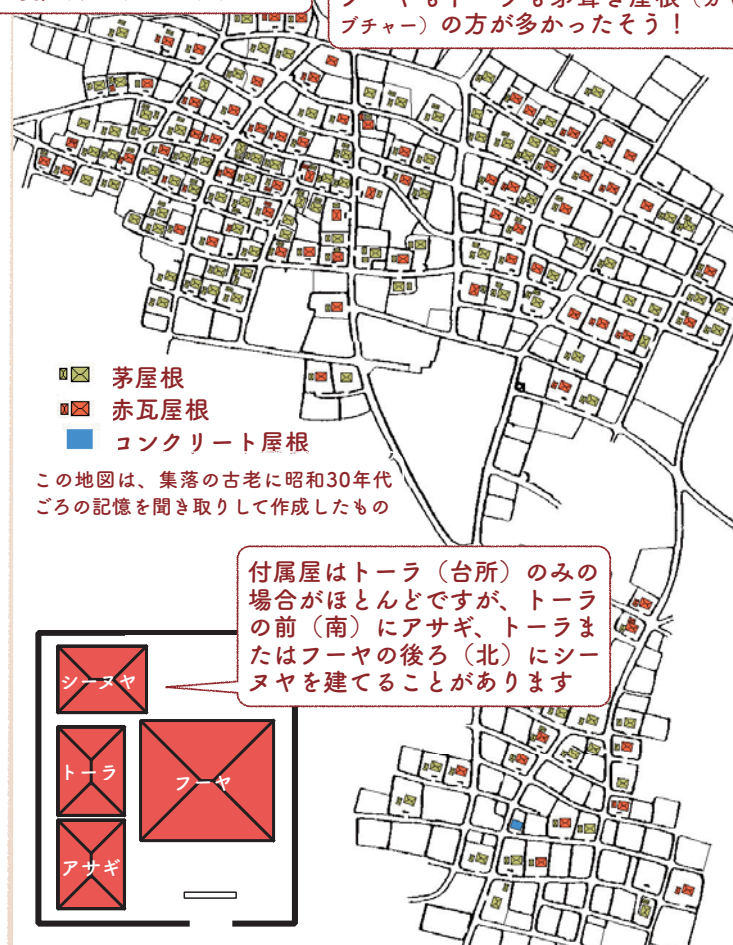
鉄筋コンクリート造



唯一残る茅葺きトーラ「場儀納屋」

茅葺き屋根が傷みにくいように屋根を急勾配（6.5～8寸）にして雨をすぐ流し、雨端も一部で軒高は低く（1.6m程度）抑えられています

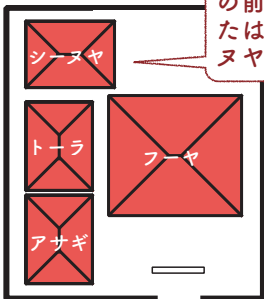
実は昭和30年代までの竹富島では、フーヤもトーラも茅葺き屋根（カヤブチャー）の方が多かったそう！



- 茅葺き
- 赤瓦葺き
- コンクリート屋根

この地図は、集落の古さに昭和30年代ごろの記憶を聞き取りして作成したもの

付属屋はトーラ（台所）のみの場合がほとんどですが、トーラの前（南）にアサギ、トーラまたはフーヤの後ろ（北）にシーヌヤを建てる場合があります



重伝建選定時に残されていた仲筋集落の茅葺きトーラとシーヌヤで、シーヌヤは壁が琉球石灰岩の野面積みであったことがわかります

こんな景観がいつかまた見られるようになるといいですね！



木造ヌキヤ（奥）／琉球石灰岩の野面積み（手前）
＋木造小屋組＋寄棟茅葺き



1985年の仲筋集落の風景

修景でトーラ（副屋）、小屋を建てる／外構等

別表-5B トーラ規模家屋に関する伝統様式と景観形成基準（下線は補助対象）

基準項目		伝統様式	景観形成基準（付図-2,3,4,6参照）	
基礎等	敷地地盤高さ	前面道路より10～15cm高い	●履歴を調査し、オリジナルの高さにする	
	建物基礎高さ	敷地地盤より縁石分（10～15cm）高い	●伝統様式に従う	
	床 高	土間	●復元する場合は伝統様式に従う	
壁面後退（西・北側道路境界線～壁面）		1m以上	●1m以上とする	
隣棟間隔（壁面～フーヤ壁面との間隔）		3～4.5m程度	●3m以上とする	
建物高さ		3.9m以下	●5m以下とする	
壁・建具		壁：①木造貫屋（ヌキヤ）造＋真壁造・堅板張り、②あわ石切石積み（大壁造）、③琉球石灰岩野面積 建具：木製雨戸・引き通し	●木造貫屋造（真壁造・堅板張り）の壁、木製雨戸・引通しを基本とし、壁構造は以下とすることもできる (1)木造貫屋造＋補強コンクリートブロック造（真壁造修景・堅板張り） (2)補強コンクリートブロック造（真壁造修景・堅板張り） (3)RC（鉄筋コンクリート）造（真壁造修景・堅板張り）	
寄棟・赤瓦葺き	小屋組	伝統的な木造軸組構造（和小屋）	●伝統的な木造軸組構造（和小屋）とする ●外観が基準に収まれば、トラス構造などの木造小屋組や鉄筋コンクリート・スラブ構造も可	
		屋根勾配	5.5～6寸（四方同一勾配）	●5～6寸（四方同一勾配）
		屋根葺	赤瓦・白漆喰塗り	●赤瓦本瓦葺き・白漆喰塗りとする ●島瓦の古瓦または島瓦と同じ規格のものを用いる ●軒先は漆喰仕上げとし花瓦やヒジ瓦は用いない
	軒	軒先意匠	丸垂木、野地竹露（あらわ）し、鼻隠しなし	●木造小屋組の場合は伝統様式に従う ●RCスラブの軒先断面を露出させない修景を施す
		軒高さ	2～2.3m	●2.5m以下とする
		軒深さ	○雨端柱がある場合：90～100cm ○雨端柱が無い場合：60～70cm	●雨端柱がある場合：90cm～100cm ●雨端柱が無い場合：50cm～70cm
寄棟・茅葺き	小屋組	伝統的な木造軸組構造（和小屋）	●伝統的な木造軸組構造とし以下の構造とすることもできる (1)在来工法以外の木造小屋組（トラス構造など） (2)RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造	
		屋根勾配	6.5～8寸	●6～8寸
		屋根葺	茅葺き	●伝統的な茅葺きとする
	軒	高さ	1.6m程度	●2.3m以下とする
		深さ	○雨端柱がある場合：100～120cm ○他3方：60cm程度	●雨端柱を設置する場合：90cm～120cm ●雨端柱を設置しない場合：50～60cm程度
アマハジ柱		柱はキャーギ丸太、基礎石は菊目石	●伝統様式（キャーギ丸太、基礎石は菊目石）に従う	

別表-5C 倉庫等付属屋に関する景観形成基準（許可基準）

基準項目		景観形成基準
壁面後退（西・北側道路境界線～壁面）		●1m以上
フーヤ、トーラとの隣棟間隔（壁面～壁面）		●2m以上
建物高さ		●2.5m以下（4寸勾配屋根で梁間1間、軒高さ2mの断面を想定）
構造		●木造またはRC造〔補強コンクリートブロック造含む〕＋堅板張り修景 ●既成品（プレファブリック）の物置やコンテナなどの工業製品は認めない
屋根	小屋組構造	●切妻とし木造の小屋組とする。
	屋根勾配	●4寸以下
	屋根葺き	●平金属板（木製型枠による。波板トタンは不可）
軒	軒先意匠	●とくに指定しない
	軒高さ	●2m（トーラ規模家屋の最低高さ）以下
	軒深さ	●30cm以下

グックに壁が接することがないように！

既成品の物置やコンテナなど工業製品は集落に持ち込めません。あくまでも大工仕事の注文一品生産が竹富島の基本美学！

別表-4 屋敷地に関する伝統様式と景観形成基準 (p.13の基準表に続く外構等に関する部分)

基準項目	伝統様式	景観形成基準
外構	菜園以外は全て白砂	●伝統様式に従う ●履歴を調査し、菜園を復元することができる
屋敷林	フクギ、キャーギ等の在来の樹種を伝統的な配置（屋敷地東・北側）に設ける	●現存する伝統的な樹種・配置の屋敷林は保全する ●伝統的な樹種を伝統的な配置（屋敷地東・北側）に設ける
自動販売機等	なし	●建物の外部および公道から見える場所に設置しない
看板・ノボリ等	なし	●公道から見える場所に企業看板・企業商品宣伝用のものは設置しない ●自家宣伝のものに限り歴史的風致を損なわない範囲で最小限設けることができる
仮設物（台風・強風時に収納するもの）	トゥマヤ（フーヤとトーラの間の屋根に架ける日除け p.18参照）	●歴史的風致を損なわないよう配慮する ●台風時に片付けられない物は「仮設物」ではなく建造物として現状変更申請する
その他の設置物（倉庫、門、犬小屋等）	なし	●歴史的風致を損なわないよう配慮する ●倉庫等の屋敷内の小建築については「許可基準」に従う

【工法等を受け継いだ修景のトーラ】

屋根は木造和小屋（伝統工法）で小屋を組み、寄棟赤瓦で葺きます



これは工事途中の写真で、仕上げは木板張りで修景を施します

栗石ブロック組石造（伝統工法）の代わりに補強コンクリートブロック造が使えます



これはかつて修景で新築された茅葺きのトーラです！（残念ながら今は壊れてありません・・・）

仮設の定義①：設置期間を限定する仮設

→建設工事やイベント時に設置する期間限定の仮設建築を言います

仮設の定義②：構造上の仮設

→基礎を設けず建物に緊結（固定）しない非常時に収納できるもの（台風時には収納するもの）で設置期間を問わないものです

竹富島の美しい景観は、亜熱帯の自然環境を生かして島人や大工さんなどがその都度でいねいに考え、手づくりでつくり出した二つとない一品だけでできています！

竹富島の景観の中に、どこでも見ることのできるような自動販売機や企業が大量生産した商品看板・幟（のぼり）などがあると、せっかくの景観が台なしになってしまいます



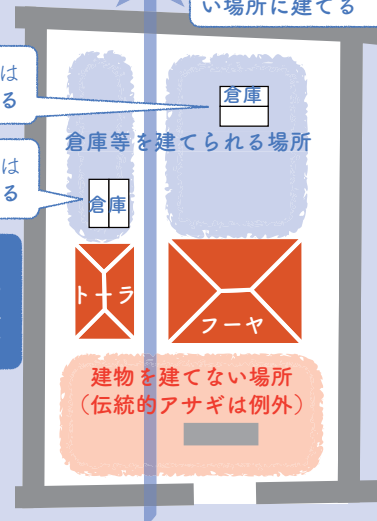
敷地内で建てられる場所は？

フーヤの裏に建てるときは棟向きをフーヤに合わせる

トーラの裏に建てるときは棟向きをトーラに合わせる

公道からフーヤ、トーラを見る景観を損なわない範囲で屋敷内裏手に造ることができます

フーヤとトーラの隙間の見通しを妨げない場所に建てる



許可基準（補助対象外）で倉庫等付属屋を建てるには？

屋根勾配をトーラより緩く（4寸以下）

棟向きはフーヤまたはトーラに揃える

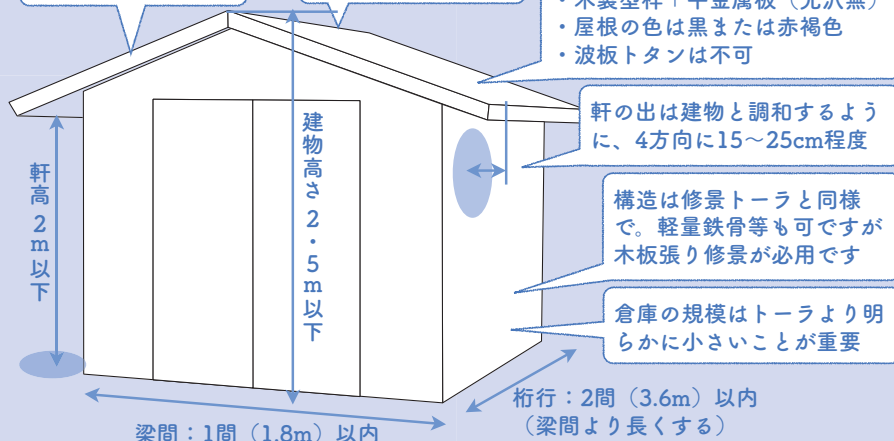
- ・屋根は切妻
- ・木製型枠＋平金属板（光沢無）
- ・屋根の色は黒または赤褐色
- ・波板トタンは不可

軒の出は建物と調和するように、4方向に15～25cm程度

構造は修景トーラと同様で。軽量鉄骨等も可ですが木板張り修景が必須です

倉庫の規模はトーラより明らかに小さいことが重要

既製品（プレハブ）の物置等を持ち込むのは不可



修理と修景の考え方

竹富島集落を伝統的建造物群として保存するのはなぜ？

伝建（まちなみ保存）制度は、他の文化財保護制度が保存対象物を残すことを第一とするのとは少しちがひ、人が住み続けることを大前提に、集落の建物たちがつくり出す景観を保存していこうとする仕組みです

しかし竹富島の建物も文化財としての大切な価値は同じです

そこで、竹富島の人たちが住み続けながらも、建物の価値が未来に継承できるようにするため、竹富島の人の暮らしと建物にふさわしい「修理」と「修景」のあり方を考えてきました

それは、人の暮らしと景観の両方を未来に伝えたいから！

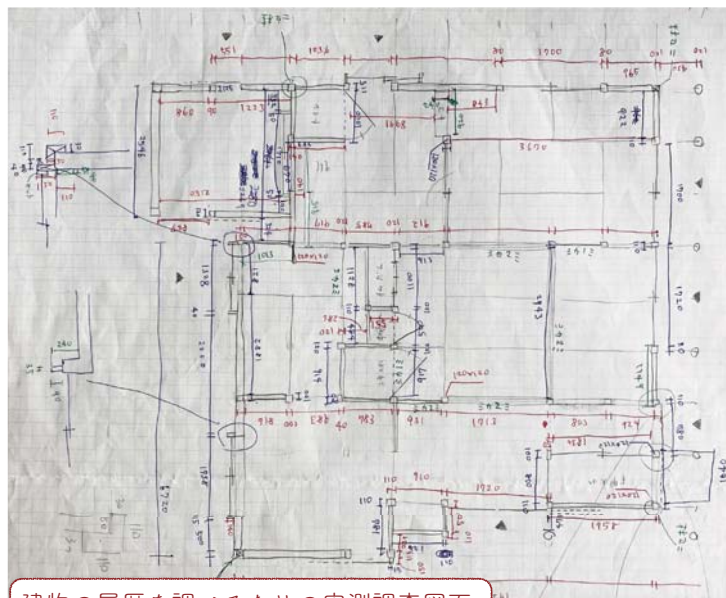
伝統家屋（特定家屋）をなぜ修理するの？

「伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする」（竹富島伝統的建造物群保存地区保存計画）

伝統的建造物を修理するときには、現在の状況から考え始めるのではなく、まず、専門家による履歴調査を行います

履歴調査では、建物の梁や柱などの材に刻まれている様々な痕跡（釘跡や仕口跡など）を調べることで、建築当初から現在までの変化がわかり、建物ができた時の姿や最も輝いていた時代の姿、本来の本来の姿（原型）を知ることができます

この原型をよく理解した上で、その価値を損なわないよう生かすことで、現代の生活にも快適な建物の姿を考えることが伝建制度における修理の意味です



建物の履歴を調べるための実測調査図面

建てられた当初の材をもっともっと大切に！

「当初材」（その建物の創建時の材）には、樹種や樹齢、産地といった材料自体の情報に加えて、それが建てられた当時の大工技術の跡が残されています

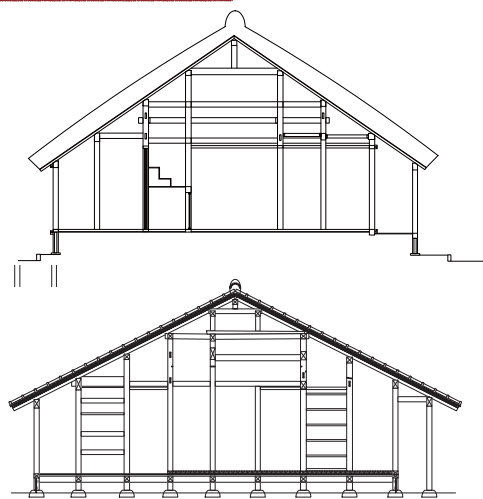
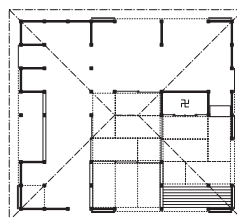
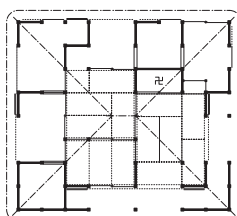
そうした情報も文化財の価値を構成する重要な要素であり、だからこそ修理では、可能な限り当初材を残し当初の工法を踏襲することが重要になります

木造に見せる修景は竹富島の伝統になった

コンクリートの壁への「付け柱」や「板の打ち付け」は、木造家屋に価値が置かれる集落景観全体への調和を目的に考案され、慣習化してきたもので、竹富島で伝建の取り組み以前から試行されていた伝統的な修理・修景の手法です

※確認：「修理」と「修景」の違い

「修理」とは、保存する伝統的建造物として特定された建物や工作物（特定物件）に対して行う、然るべき旧状に復する復原や維持するために修繕する行為
「修景」とは、それ以外の建造物に対する増改新築や修繕等を周囲の景観と調和するように行う行為



履歴調査に基づく復原平面図と断面図の例 伝建保存対策調査より



仕口が外れないからといって当初材を切って捨てない！

伝統家屋に快適に住むために

「トゥマヤ」のおはなしと日除けの設置

昔から、陽射しのきつい時期には「トゥマヤ」と呼ばれる日除けの御簾（みす）のようなものを、フーヤとトーラの屋根の上に渡して架け、日除けや雨避けにしました。作業スペースとしても貴重で、それ以外にここは子供たちの遊び場でもあったか・・・

「トゥマヤ」を架ける場合は、屋根の上に細木の材を架けて紐（ひも）で縛り、御簾（みす）をのせる程度の、台風時にはしなう簡易なもののみ！
少ししっかりした「日除け」なら軒下につくり、屋根軒先を決して隠さないこと！



座敷の天井は伝統！



生活のための部屋である裏座やクール、サンジャコーなどには天井はなく、格式の高い一・二・三番座、ルクキン等にはのみ天井が張られるのが竹富島民家の伝統！

修理の際、伝統家屋の座敷の天井をとり払い小屋裏を見せるケースがみられます！
修理時は天井を張る伝統の継承を！

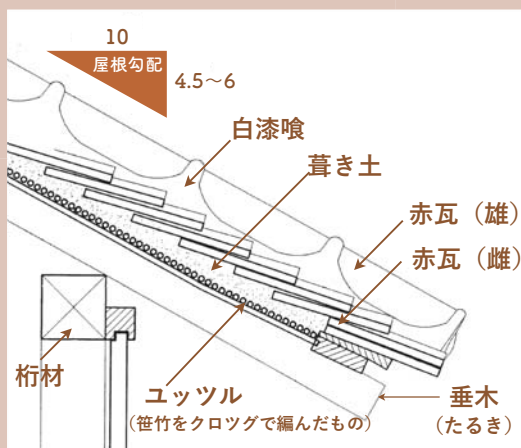
伝統工法による赤瓦屋根はきちんと施工することで雨漏りなし！

ルーフィングはあくまでも次善の策！

伝統家屋（特定物件）の赤瓦屋根は伝統工法（ユツツル＋葺き土）で施工しなければなりませんが、伝建保存審議会がやむを得ないと判断した場合は「防水ルーフィング工法」を使えることがあります



伝統家屋の屋根は、全体にユツツルを編み、葺き土をたっぷりのせて瓦を葺きます



伝統家屋の屋根の葺き方（軒先部分断面）

伝統工法とは全く異なるため、ルーフィング工法は推奨しません



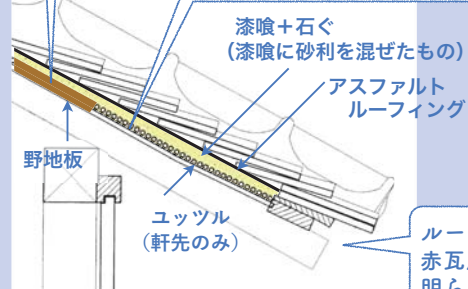
軒先以外でユツツルが見えない小屋裏は、野地板張りとすることもできます

ルーフィングシートの施工

施工した石ぐの漆喰がユツツルの隙間からはみ出し固まります



防水アスファルトルーフィング施工時は、ユツツルの上を「石ぐを混ぜた漆喰」で固めてからルーフィングシートをのせ固定し、伝統的な「葺き土」は使用しません



ルーフィングと伝統赤瓦屋根とは工法が明らかに異なります

ルーフィング工法の屋根の葺き方

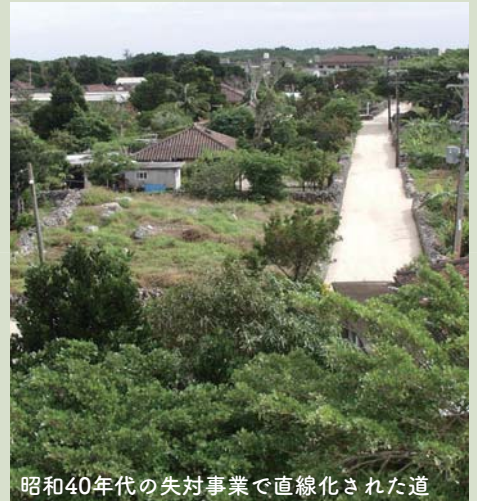
白砂のみち、環状線、ハテ（畑）につづくミチ



公共事業で撒かれた海底のサンゴ砂が固まってできた20-30cmのコーラル層



昭和30年代の集落と道 出典「岡本太郎の沖縄」



昭和40年代の失村事業で直線化された道

ずっと継承されてきた白砂の道、しかしその姿も実は少しずつ変化してきました

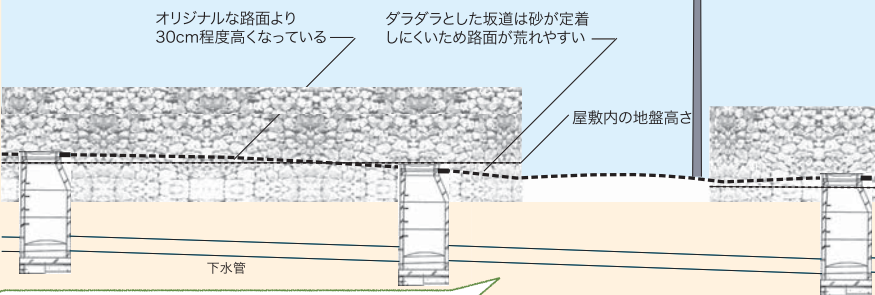
2000年に「竹富島環状線（がんじゅう道）」が整備され、集落への観光車両の進入が減り、集落内の交通環境は改善されましたが、路面上昇による排水環境の改善はこれからです

竹富島の観光交通問題を解決した竹富島環状線（がんじゅう道）ですが、一方で、集落からハテ（畑）に続く放射状の道をすべて遮り、かつて畑仕事に朝夕、島人が通ったミチの存在が忘れられようとしています（右頁図参照）

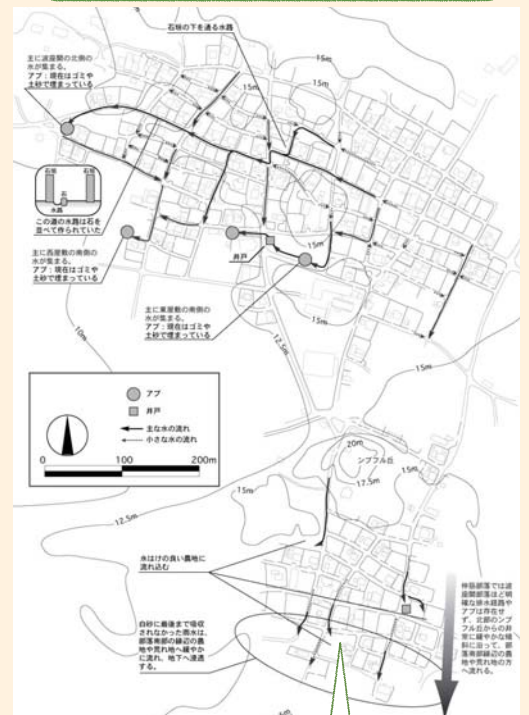
「離島の農村集落」として重要伝統的建造物群保存地区に選定された竹富島のもともとの重要な農村としての価値を、問い直す必要があります！



新たな公共事業でコーラル層を削ったことで、オリジナルの路面が表出しました



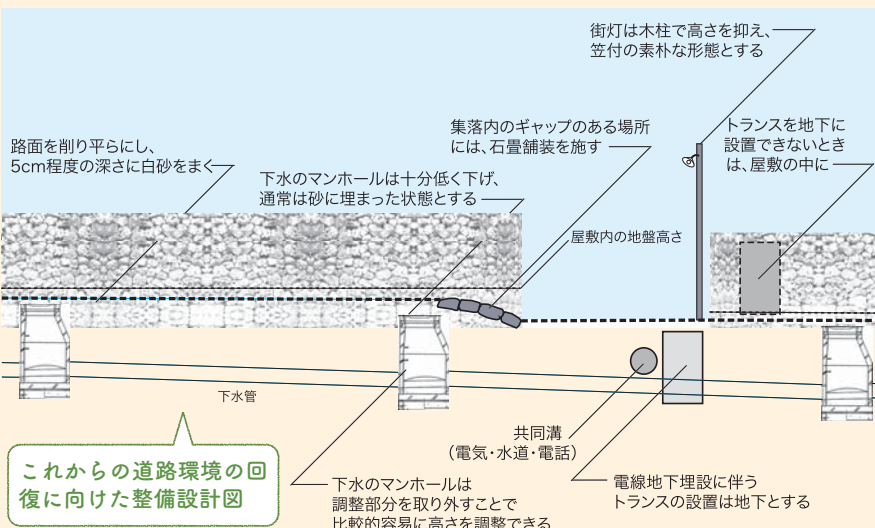
現在の集落内の白砂の道の状況（断面）



かつてあった集落全体の排水体系（古老の聞き取りより）

下水道敷設等の公共事業による路面上昇で、かつて白砂の道が驟雨時の排水路として機能した集落の排水体系が機能不全に！

今後は、道路埋設物の更新や道路改善の公共事業の機会に路面を削り下げて復元し、高さのギャップを伝統的な石畳で摺り合わせるなどの環境回復をたゆまず進めます



これからの道路環境の回復に向けた整備設計図

集落外の景観形成



終戦直後（1946年）の竹富島には2千人以上が住み、隅々まで畑が作られていました！

竹富島の景観は、集落景観（文化財）と海・海岸（自然／国立公園）、その間に位置する農地や御嶽の森・カー（井戸）、かつて集落とそれをつないだ放射状の道（生活資源）から成り立っています。

竹富島では、文化遺産である御嶽の森やカー（井戸）を保存しつつ、農地の景観を回復することに取り組んでいます！



竹富島地域自然資産財団

理事長

1. 伝統芸能の継承を目的にハテ（畑）を復活 ～農の再生と地域ブランド化

竹富島のかつての農地を回復することは極めて困難なため、竹富島の伝統儀式・芸能の継承を目的とした農の復活をめざしています

「種子取祭」では、作物として収穫された「粟」と「種蒔狂言」を奉納します
農にまつわる伝統儀式・芸能は、島の古老から若い世代へと代々受け継がれてきた竹富島民のアイデンティティです



伝統芸能・儀式に必要な作物を島民の手で栽培、「農」を島民の日常の営みに！
まずは儀式的に伝統芸能・祭事に関わる「農」を復活・継承



復活した農地を観光資源（スポット）として活用
地域ブランド化し農作物に付加価値をつけて販売

一度忘れ去られた農という生業を観光と結びつけることで農地を復活！



竹富島のルーツは農業です！

↑和牛



前庭は大切な農作業の空間



水牛ももともとは農耕牛

3点とも©Machara Motoo

↑水牛

2. 放射状のミチ（道）の保全回復

「農地が放棄され消失した道」「古くから日常的に集落と畑・海とを行き来した道」を、ブランド化された農地や祭礼や信仰の対象であるオン（御嶽）・カー（井戸）・墓地などへ誘う空間として保全回復！



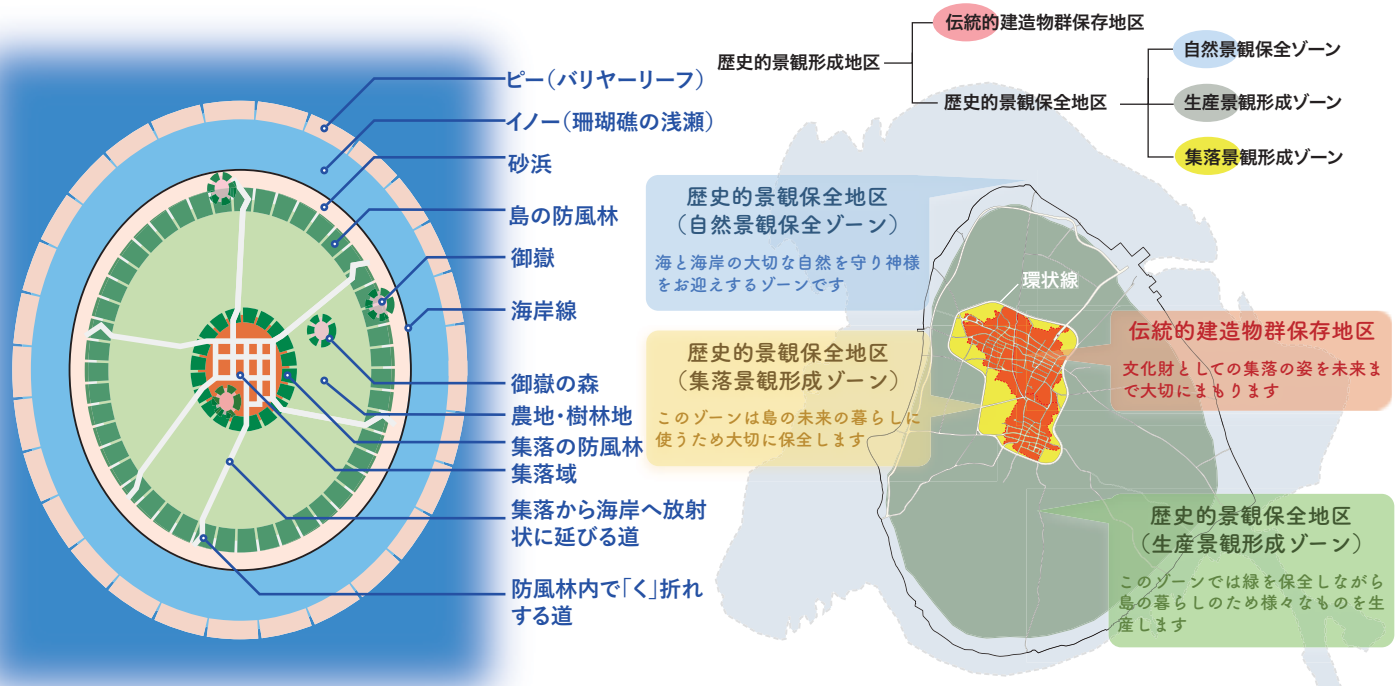
祭祀に関わる供物の栽培が行われている「星のや竹富島」



「竹富島地域自然資産財団」で進めている耕作放棄地の再生



集落外の景観形成



環状線外の自然景観保全ゾーンでは、「(御嶽等の)信仰の空間」「漁の場としての空間」「港の空間」「保安林の空間」としての景観、生産景観形成ゾーンでは「生業の空間」としての景観の形成を図るため、それらに**関係のない建物や施設はつくらないのが竹富島の方針**です！

しかし、実際には島の事情を知らない**不在地主**も多いことから、もし開発行為が起きた場合に備え、**各ゾーンの大切な性格**を失うことがないように建てるルールを定めました

したがって、**生業**である農業や畜産に必要な**畑屋、牛舎**などの施設および**公益上必要な施設**であればもちろん、景観に配慮した上で建てるができます

このルールを確実に執行できるよう、竹富町は**景観法**に基づく条例を定め「**準景観地区**」に指定して、伝建地区と同様に**許可に基づく景観の誘導**を行うこととします(令和3年予定)

【歴保】別表-6 歴史的景観保全地区における開発行為等の制限

環状線の外における開発行為等の制限(環状線内は伝建地区に準ずる)	
項目	内容
開発行為	敷地面積 ・敷地面積の最小限度を1,500㎡とする
	緑地の確保 ・木竹の保全/適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度を敷地面積の80%とする
	土砂の移動、法面・擁壁等 ・遺跡などの文化財、御嶽、カー(井戸)、地域の重要な祭事が行われる場所およびその周辺では行わない ・既存の土地の形質を変更せず、法面および擁壁を生じさせない。
土地の開墾	・農地や採草地、放牧地として最小限とする。
土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	・遺跡などの文化財、御嶽、カー(井戸)、地域の重要な祭事が行われる場所およびその周辺では行わない ・土地の形質の変更は最小限とし、樹木の保存に努める
木竹の伐採	・伐採をしない。ただし、町並み保存や伝統工芸の継承等に必要な材料の確保、御嶽やカーの維持管理や樹木の保全のために必要な場合はこの限りではない ・伐採後は、在来種等周辺の自然植生に配慮した植林に努める ・調査・測量のための伐採は、草および低木に留めて高木を伐採せず、巨石や土砂等の移動を行わない
屋外における物件の堆積	・遺跡などの文化財、御嶽、カー(井戸)、地域の重要な祭事が行われる場所およびその周辺では行わない ・公道から見える場所を避け、樹木等による修景・遮蔽を施す ・目的が達成された後は、速やかに撤去する

小さな土地の小刻みな開発は認めません

敷地の2割だけにゆとりを持って建てます

信仰の空間や大事な島の宝物やそのを乱さないように

信仰の空間や大事な島の宝物の周辺を乱さないように

【歴保】別表-4.5 歴史的景観保全地区における建築物・工作物の形態意匠等の制限

環状線の外における建築物・工作物の形態意匠等の制限（環状線内は伝建地区に準ずる）					
項目			内容		
農業や畜産また公益上必要な建築物	形態意匠の制限	敷地の形態		・伐開等により周辺の視界が開けても、公道から敷地内のグックや建物が見えないように、在来種の高木や低木による樹林帯（緑地帯）を設け遮蔽する ・敷地内は白砂または芝生等の表面とし、車路については舗装しない	本来は建物がない場所！ 建物が外から見えないように
		建物の配置等		・環状線内（伝統的建造物群保存地区及び集落景観形成ゾーン）と同様とする ・環状線内の規制と同様にできない場合は、以下を満たした内容で審査する ①建物は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等を行う ②駐車スペースは、必要最小限の面積、配置とする ③島内に建つ建物としての秩序を形成するため、主な建物の棟向きが東西方向となるように建てる。付属建築についても東西方向または南北方向とする	基本は伝建地区と同じ考え方で 竹富島に建つ建物として調和を心がける
		建築物の外観 ・基礎 ・構造等 ・屋根 ・軒・雨端		・環状線内（伝統的建造物群保存地区及び集落景観形成ゾーン）と同様とする ・環状線内と同様にできない場合は、以下を満たした内容で審査する ①竹富島の自然・生産緑地景観に調和する外観とする ②木材や石材などの自然素材の建材を用い、素材本来の色・質感を見せる ③光沢ある素材や光を反射する素材は用いない	竹富島の建物は、 自然素材の味わいを大事にします
		その他設備等の外観	建築設備	・設備は屋外に設置しない	素材で勝負、ペンキを塗って色を合わせるのは×
			照明	・屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いない	竹富島の夜空も大切に！
			看板等	・建築物には看板を設置しない	
			塀・垣等	・高さ1.5～1.7mのグックを積むが、アジラ（畑などの境界に置かれる高さ0.5m程度の琉球石灰岩野面積みの石垣）がある場合は、それを生かしたものとすることができる	畑（ハテ）が広がっていた場所は、アジラが主人公
	仮設物		・伝統的建造物群保存地区と同様とする		
	高さの最高限度		・敷地地盤面から6.1m（島内伝統的建築物の最高高さ）以下とする	島の先輩の建物高さを超えない！	
	壁面の位置の制限		・道路境界線および隣地境界線からのグックおよび建物のセットバックは10m以上とする	このゾーンで小刻みな開発は不可	
敷地面積の最低限度		・1,500㎡とする	これと樹林帯の設置で周辺景観に迷惑をかけなくできます		
農業や畜産また公益上必要な工作物	形態意匠の制限	塔状工作物	位置・配置等	・集落内や環状線、海上からの眺望景観を阻害しない位置および配置とする ・遺跡などの文化財、御嶽、カー（井戸）、地域の重要な祭事が行われる場所およびその周辺には設置しない ・携帯電話基地局等の鉄塔類については共同化（共架）を基本とする。 ・設置に伴う木竹等の伐採は最小限とする	
			外観	・竹富島の伝統的景観と調和する色彩やデザインとする ・新規で設置する電柱や電線は地中化を基本とする ・金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材は用いない ・集落内や環状線、海上からの眺望景観を阻害しない必要最低限の高さとする	電線地中化は開発者負担で！ 海上（船上）から見る竹富島のスカイラインの保全は重要！
		壁状工作物	位置・配置等	・竹富島の伝統的景観と調和する位置や配置とする	
			外観	・塀などを設ける際には、高さ0.5m～1.5mの琉球石灰岩野面積みの石垣とする	
		その他工作物	位置・配置等	・遺跡などの文化財、御嶽、カー、地域の重要な祭事が行われる場所およびその周辺には設置しない ・集落内や環状線、海上からの眺望景観を阻害しない位置および配置とする	設計を始める前によく調べて！
			外観	・竹富島の伝統的景観と調和する色彩やデザインとする ・光沢ある素材や光を反射する素材は用いない	
		看板		・設置しない	信号も道路標識もない竹富島です！ 集落外に看板は不要
		自動販売機	位置・配置等	・公道から見える場所には設置しない	
			外観	・竹富島の伝統的景観と調和するような色彩、目隠し等を行う	

「竹富島憲章」

平成29年4月1日
地縁団体法人 竹富公民館

・前 文

私たちが、祖先から受け継いだ、まれにみるすぐれた伝統文化と美しい自然環境は、国の重要無形民俗文化財、重要伝統的建造物群、重要文化財として、また国立公園として、島民のみならずわが国にとってもかけがえのない貴重な財産となっている。

私たち竹富人は、無節操な開発、近代化にともなう破壊が島の心までをも蹂躪することを憂い、これを防止してきたが、美しい島、誇るべきふるさとを活力あるものとして後世へと引き継いでいくためにも、あらためて「かしくさや うつぐみどう まさる」の心で島を活かす方策を講じなければならない。

私たちは今後とも竹富島の文化と自然を守り、住民のために活かすべく、ここに竹富島住民の総意に基づきこの憲章を制定する。

・保存優先の基本理念

竹富島を活かす島づくりは、すぐれた文化と美しさの保存がすべてに優先されることを基本理念として、次の原則を守る。

1. 「売らない」島の土地や家などを島外の者に売ったり、無秩序に貸したりしない。
2. 「汚さない」海や浜辺、集落など島全体を汚さない。また、汚させない。
3. 「乱さない」集落内、道路、海岸などの美観を、広告、看板、その他のもので乱さない。また、島の風紀を乱させない。
4. 「壊さない」独特の農村集落景観、美しい自然環境を壊さない。また、壊させない。
5. 「活かす」伝統的祭事行事を、島民の精神的支柱として、民俗芸能、地場産業を活かし、島の振興を図る。

一、美しい島を守る

竹富島が美しいといわれるのは、沖縄の古い農村集落景観を最も良く残し、美しい海に囲まれているからである。

これを保つために次のことを守り、守らせる。

1. 建物の新・改・増築、修繕は、伝統的な技術と様式を踏襲する。
2. 屋敷囲いは、サンゴ石灰岩による従来の野面積みとする。
3. 広告、ポスター等は、むやみに掲示しない。
4. 樹木は、伐採せず植栽に努める。
5. 交通安全、道路維持のために、集落内への車両乗り入れを極力避ける。
6. 海岸、道路などにゴミ、空きカン、吸い殻などを捨てない、捨てさせない。
7. 空き家、空き屋敷の所有者は、地元で管理人を指定し、清掃及び活用を図る。
8. 観光客のキャンプ、野宿は禁止する。
9. 草花、蝶、魚貝、その他の生物をむやみに採取することを禁止する。

二、秩序ある島を守る

竹富島が、本土や本島にない魅力があるのは、その静けさ、秩序のとれた落ち着いたき、善良な風俗が保たれているためである。

これを保つために次のことを守り、守らせる。

1. 島内の静けさを保つために、物売り、宣伝、車両等の騒音を制限する。
2. 海水浴場等以外での水着、裸身は禁止する。
3. 標識、案内板等は公民館の許可を得て設ける。
4. 車輛は、常に安全を確認しながら徐行する。また、環状線においては安全速度を遵守する。
5. 島内の清掃に努め、関係機関による保健衛生、防火訓練を受ける。
6. 水、電気等資源の消費は最小限に努める。
7. 映画、テレビ、その他マスコミの取材は公民館へ届け出る。
8. 自主的な防犯体制を確立する。

三、観光関連事業者の心得

竹富島のすぐれた美しさ、豊かな人情と魅力をいかすには旅館、民宿、飲食店等、また、施設、土産品店、運送業など観光関連業事業者の規律ある接遇は大きな影響がある。

観光業もまた島の振興に大きく寄与するので、従事者も次のことを心得る。

1. 島の歴史、文化を理解し接遇することで、来島者の印象を高める。
2. 客引き、リベート等の商行為は行わない。
3. 運送は、安全第一、ゆとりをもって行う。
4. 看板は、公民館の許可を得て設置する。
5. 賭け事等はさせない。
6. 飲食物は、できるだけ島産物を使用し、心づくしの工夫をする。
7. 23時以降は、島の平穏に努める。
8. 土産品等は、島産品を優先する。
9. 来島者に本憲章を理解してもらい、協力をお願いする。

四、島を活かすために

竹富島のすぐれた良さを活かしながら、住民の生活を豊かにするために、牧畜、養殖漁業、養蚕、薬草、染織原材料など一次産業の振興に力を入れ、祖先から受け継いだまちなみや伝統工芸を活かし、祭事行事、芸能を守っていく。

1. 伝統的祭事・行事には、精神的文化を学び、積極的に参加する。
2. 伝統工芸に必要な諸原料の栽培育成を促進し、原則として島内産物で製作する。
3. 創意工夫をこらし、技術後継者の養成に努める。
4. まちなみを形づくってきた技術、経験を継承していく。
5. 観光業は、島本来の姿を活かしながら推進していく。
6. 製作、遊び、行事などを通して子ども達に島の心を伝えていく。

五、竹富島を守るために

竹富島は、もともと島民が、こつこつと積み上げてきた手づくりの良さが評価されてきたのである。

外部の資本が入れば島の本質は破壊され、民芸や観光による収益も住民に還元されることはない。

集落景観保存も島外資本の利益のために行うのではないことを認識し、次に掲げる事項は、事前に公民館と調整委員会に届け出なければならない。

1. 不動産を売買しようとするとき。
2. 所有者が、名義を変更しようとするとき。
3. 土地の地番、地目、地積に異動が生ずるとき。
4. 賃貸借をしようとするとき。
5. 建造物の新・増・改築、取り壊しをしようとするとき。
6. その他風致に影響を及ぼす行為がなされようとしているとき。

この憲章を円滑に履行するために、公民館内に集落景観保存調整委員会を設け、町、県、国に対しても必要な措置を要請する。

昭和61年（1986）3月31日制定

平成29年（2017）3月31日改定

※参考 竹富町民憲章

昭和47年（1972）「竹富島を生かす憲章案」

昭和46年（1971）「婁龍宿を守る住民憲章」

上記の精神を引き継ぎ、修正、追加を行い、案を作成した。